

第18回弁護士業務改革シンポジウム

第2分科会

「スポーツ基本法と弁護士の役割」

～体罰・セクハラ・スポーツ事故の防止

グッドガバナンスのために～

反 訳

2013年11月8日(金)

日本弁護士連合会

司会（白井） 大変長らくお待たせしました。

ただいまより第18回弁護士改革シンポジウム第2分科会「スポーツ基本法と弁護士の役割～体罰・セクハラ・スポーツ事故の防止 グッドガバナンスのために～」を開催いたします。

本分科会の総合司会を担当いたします第二東京弁護士会の白井と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。（拍手）

本分科会ではシンポジウムの内容を記録し、また成果、普及に利用するため、会場での写真、映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真、映像及び録音した内容は日本弁護士連合会の会員向けの書籍やDVDのほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍やDVD等にも使用させていただくことがあります。なお、本分科会については登壇者を除き、撮影は背後から行いますことをお知らせいたします。よろしく願いします。

会場内は指定の場所を除き禁煙です。喫煙スペースは南館地下1階にございます。そちらをご利用ください。本分科会ではご希望の方に質問、意見用紙をお渡ししております。ご入り用の方は会場入り口の前の受付スタッフにお声をかけてください。

本日の予定は、10時40分からロバート・シークマン先生の基調講演、11時半に海外調査報告、12時から13時の間は休憩となっております。その間に一般の参加者からスポーツに関する法律相談を受け付けして相談を実施いたしますので、このロビーにあります受付にお申し出ください。それから、午後1時からスポーツ団体に対するアンケート、ヒアリングの報告、13時30分から道垣内先生の基調講演、14時から15分休憩をとりまして、14時15分からパネルディスカッションを行います。そして、16時20分に総括と提言を行い、分科会を16時30分に終了いたします。

以上が本日の予定となっております。

それでは、分科会の趣旨説明を酒井弁護士から、よろしく願いいたします。

酒井（愛知県弁護士会） おはようございます。

本日は、日弁連業務改革シンポジウム第2分科会へ多数ご参加いただきましてありがとうございます。会場が広いものですから、何となく人数が少ないなという感じはするんですけども、皆さん熱心な方ばかりだと思いますので、どうか今日はよろしく願いをいたします。

私は当分科会の座長をしております酒井俊皓と申します。愛知県弁護士会の所属であります。それでは、趣旨説明に入ります。

本シンポジウムでは、「スポーツ基本法と弁護士の役割」を主題とし、「～体罰・セクハラ・スポーツ事故の防止 グッドガバナンスのために～」をサブタイトルとして、アスリート

の権利の擁護やスポーツ団体のグッドガバナンスの確立のために我々弁護士に何ができるのか、弁護士の果たすべき役割は何かについて考えていきたいと思っております。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの招致が決定したことはご案内のとおりでございます。これにより子供たちはもちろん、国民の多くのスポーツに対する夢と希望を共有することになりました。先日の楽天イーグルスの日本シリーズ制覇は東北の皆さんだけでなく、我々にも勇気と感動を与えてくれました。スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な発達に必要不可欠であります。人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、大きな意義を有していると言えます。

2011年8月にスポーツ振興法を全面改正するものとしてスポーツ基本法が施行され、2年が経過しました。スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとうたうとともに、基本理念として、スポーツを行う者に対し、不当に差別的扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを掲げて、スポーツに関する活動が公正、適切に行われることを求めています。そして、これを受けて、第5条ではスポーツ団体の努力を定め、スポーツ団体の運営の適正の確保を努力義務として規定しております。ところが、スポーツ団体等においては、スポーツ基本法施行後も助成金の不正受給、暴力、セクハラなどの不祥事が続いており、スポーツ団体の運営の適正が十分に確保されているとは言いがたい状況にあります。

とりわけ昨年初めに明らかとなった公立高校運動部の活動における体罰事件や女子柔道ナショナルチームにおける暴力問題は、社会的にも大きく取り上げられ、柔道は助成金の不正受給や金銭管理のあり方もあわせて問題となっております。全柔連のこれらの問題に対する組織としての対応は全く不十分であり、ガバナンスが極めて不十分であると厳しい指摘がなされております。全柔連は執行部や理事の入れかえなど、組織体制が揺らぐ事態にまで発展をしております。

日弁連は2010年8月20日、スポーツ基本法の立法に向けての意見書を公表し、その中でスポーツの分野はそもそも法の支配が及びにくい背景及び体質を有し、この分野に法の支配を確立すべき必要性が高いことを指摘しております。

本シンポジウムでは、まず最初にロバート・シークマン教授から「スポーツ界におけるグッドガバナンスとフェアプレーの精神」と題して基調講演をしていただきます。先生はスポーツ法学の世界的権威で、ご自身もサッカーのプレーヤーとして活躍されていたスポーツマンでもあります。スポーツにおけるドーピングを初め不正、腐敗の原因や防止のための対策、アスリ

ート，特に若年アスリートの保護，スポーツ界におけるグッドガバナンス確立のための行動規範等につき，ヨーロッパにおける取り組みもまじえ，貴重なお話が期待できます。

次に，当分科会の委員幹事が本年5月にイギリス，オランダ，ベルギー，フランスで行った海外調査の報告をいたします。ヨーロッパにおいてもグッドガバナンスに向けてのシステム構築は比較的最近始まったばかりであります。スポーツ界におけるスポーツ団体において，弁護士によるサポートが求められていることや，弁護士の進出が図られている等の興味深い調査結果となっております。

昼の休憩後の午後1時から当分科会が行ったスポーツ団体に対するアンケート及びヒアリングの結果報告を行います。ここでもスポーツ団体がグッドガバナンスの確立のために弁護士の援助を求めているという結果が出ております。

最後に，6名のパネリストをお迎えして，体罰を初め指導のあり方，スポーツ団体の透明，公正な組織の構成や運営のあり方，アスリートや生徒の権利擁護等につき議論し，スポーツのための駆け込み寺などの常設的な第三者機関の設立，これらに対する弁護士の役割や弁護士に期待するものなどにつき，パネルディスカッションを行います。会場からのご意見もお伺いしますので，活発な議論，意見交換会になるよう期待しております。

なお，12時から1時までの昼の休憩時間にスポーツに関する法律相談を行いますので，相談をご希望の方は受付までお申し出ください。

最後に，本シンポジウムのその趣旨をご理解いただき，公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の資格更新のための義務研修に認定をされたことにつき感謝しております。

10時30分から16時30分という長時間にわたりますが，本日のパネルディスカッションがスポーツ界の新たな1ページになればと祈念しておりますので，どうかよろしく願いをいたします。（拍手）

司会（白井）引き続き基調講演をロバート・シークマン教授にお願いいたします。一緒に登壇されますのは山崎卓也弁護士です。

ロバート・シークマン氏 はじめに，遠国在住の私を日本までお招きいただき，スポーツ界におけるグッドガバナンスについて皆様とお話する機会を与えてくださった本分科会の主催者の方々に改めて厚く御礼申し上げます。私個人としては，今回のテーマはきわめて妥当なテーマだと考えております。スポーツにおける不正／腐敗行為といったテーマと密接な関係にあるため，世界のスポーツ界において最近最も話題となっているテーマでもあります。しかし，スポーツ界におけるグッドガバナンスについては，スポーツ統括団体と各アスリートの関係や，

各アスリートの権利および義務といった、私たちが目を向けるべき他の問題も存在します。これらの他の問題については後ほどお話ししますので、ここでは、はじめに、本日のテーマ全般についていくつかお話ししたいと思います。

スポーツ界におけるガバナンスを改善し、グッドガバナンスを促進していくにはどうすればよいでしょう？スポーツ界におけるグッドガバナンスに関する議論は、世紀が変わる頃から始まりました。その主な理由には、それまでは自明であった、国内外のスポーツ統括団体の運営者や職員は所属する団体の憲章や規約に定められている規則に従い適切に行動しなければならないという常識が通用しなくなり始めたことや、議論前のスポーツ界で多くの不正／腐敗行為が発生し文書化されていたことがあります。ご存じのとおり、ソルトレークシティ・オリンピック競技大会では、オリンピック招致を目指す各都市による国際オリンピック委員会（IOC）委員の買収問題が発覚しました。このため、オリンピック・ムーブメントの運営統括団体であるIOCでは、新たに就任したジャック・ロゲ会長の下で、状況を改善するために必要な多くの取り組みを行い、開催地選考手続をIOC委員の独立性がより保たれるような手続へ変更しました。世界で最も規模が大きく重要なスポーツ・イベントには、オリンピック競技大会の他にもFIFAワールドカップがあります。しかしこれまでの状況を踏まえて考えると、開催地選考手続が公正に行われているかどうかについては疑問視せざるを得ません。FIFAについては、FIFA内部での腐敗行為について書かれた『How They Stole the Game（盗まれたワールドカップ）』（デヴィッド・ヤロップ著、1998年刊）や、FIFA内部での贈収賄について書かれた『Foul!』（アンドリュー・ジェニングス著、2006年刊）、また最近では『FIFA Maffia』（トーマス・キストナー著、ドイツにて2012年に刊行）を読みました。いずれの書籍も、ハイレベルで洗練された調査報道について描いている代表的な著作でした。

スポーツ界では、従来、ドーピングが最大の問題となっています。このため、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が主導するドーピング防止活動が世界各地で継続されています。

WADAは、スポーツ界における主要機関であるIOC、各国際競技連盟（IF）および各国政府の国際機関が密接に連携して設立した機関で、事実上、スポーツ界における唯一の官民パートナーシップとして機能しています。長年の取り組みから、スポーツ界におけるドーピング使用の防止活動は、国内外の各非政府組織（NGO）が政府や国家から直接的な関与および支援を受けることなく単独で実施することができない活動であることが明らかとなりました。一般論としては、国家（政治）がスポーツへ直接関与することは慎むべきですが、スポーツ界におけるドーピングは、一般社会（国家）レベルでも無視できないほど大きな問題となっています。不正競

争につながる行為を除けば、ドーピングの使用は、社会全体で、公衆衛生を害し、若年アスリートにきわめて深刻な悪影響を及ぼします。エリート・アスリートは世界中から多くの注目を集めるため、スポーツ界で起こっているドーピングに関する出来事は、エリート・アスリートを抱える国にとってもはや無視できない問題となっています。これまでに発生したスポーツ界におけるドーピングの中で最も注目を集めたのは、皆様もご存じのランス・アームストロングによるドーピングです。ここで皆様にお薦めしたいのは、かつてプロの自転車選手であったタイラー・ハミルトンと、ジャーナリストであるダニエル・コイルの共著した傑作である『The Secret Race, Inside the Hidden World of the Tour de France: Doping, Cover-ups, and Winning at all Costs (シークレット・レース：ツール・ド・フランスの知られざる内幕)』（2012年刊）という書籍です。この書籍には、自分がドーピングしなくてもライバルのアスリートはするかもしれないというプロアスリートのジレンマが鮮明に描かれています。具体的には、ドーピングをしなければ、自分が如何に他のアスリートより優れた天賦の才能を持っているとしても、ドーピングをしたライバルには負けてしまうため、(ドーピングをせずに)多大な努力やトレーニングを行って維持してきた競技生活にピリオドを打つか、ドーピングをして自身や家族の生計または競技生活を維持するかの間で悩むアスリートの姿がはっきりと描かれています。しかしこのジレンマは、スポーツにおけるフェアプレーやスポーツ倫理に照らして考えた場合、妥当なものでしょうか？前述の書籍には、ランス・アームストロングの周囲は彼に勝って欲しいと考えていたが、彼自身は勝たなければならないと考えていたと明記されています。彼はどうしても勝ちたかったため、あらゆる費用を負担して、勝つためにし得るすべてのことを行いました。彼は最高のメンバーを揃えてチームを結成した他、戦術的かつ心理的なあらゆる手段を講じてツール・ド・フランスの各レースに影響を及ぼしました。彼が参戦していた当時のツール・ド・フランスは、勝者が事前に分かってしまうようなレースばかりだったため、その人気に陰りが出ていました。このことから、事前に結果が予測できないことは、スポーツ人気を支えるのに必須の条件であり、スポーツの中核を成す価値であるといえます。

不正／腐敗行為は、ドーピング以上に、スポーツに対する信頼を低下させる行為として、スポーツ界で新たに問題視され始めた行為です。

ドーピングは、スポーツ界における不正行為と比べ「容易に」発見および起訴できる違法行為です。その理由は、競技の前後にアスリートに対し徹底的なドーピング・テストを実施することで防止できる行為だからです。では、組織的な犯罪として行われる、スポーツ・ベッティ

ングに関連する八百長を防止するには、特にどのような対策を講じたらよいでしょうか？この種の八百長は、スポーツの中核を成すフェアプレーを侵害および毀損するため、外部からスポーツ界へ及ぶ脅威や危機の中でもより直接的なものとなります。このため一部の専門家は、八百長の撲滅にも活用できるWADAのような機構を設立しようという構想を支持および推進しています。またスポーツ統括団体が八百長を撲滅するための取組みを単独で効果的に実施する手段や能力を持ちあわせていないこと、団体の職員に警察官や検察官と同等の権限がないこと、また団体の懲戒／裁定機関に刑事裁判所と同等の権限がないことも、WADAのような官民パートナーシップの設立が求められている理由となっています。

スポーツ界におけるガバナンスは、非常に多くの問題と関連するきわめて広範なテーマです。多くの問題の中からはじめにお話ししたいのは、スポーツ統括団体の運営者や職員が外部から悪影響を受けやすい状況で生じる、運営者や職員自身の役割や行動と関係のある問題です。この問題には、すでにお話した、オリンピック競技大会やFIFAワールドカップといった一大スポーツ・イベントの開催地選考と関係のある贈収賄問題があります。一方、ドーピングや八百長といった問題は、スポーツ統括団体の各代表者自身と直接関係のある問題ではなく、各アスリートと関係があり、各アスリートが処罰されることとなる問題です。これらの問題は、スポーツに対する信頼やスポーツの魅力を低下させるため、スポーツ統括団体の運営者や職員は、これらの問題に取り組む役割を果たす必要があります。運営者や職員による贈収賄は自制可能な問題ですが、ドーピングや八百長は、第三者や団体以外の競技関係者が統制すべき問題です。

次にお話ししたいのは、各アスリートとスポーツ統括団体の関係に伴い生じる、各アスリートの法的地位、権利および義務に関する問題です。ここでは特に、若年アスリートの保護についてお話しします。スポーツ統括団体は、トレーナーや監督と若年アスリートとの関係に代表される問題に対処する責任を負うべき機関のため、若年アスリートを保護する役割を果たす必要があります。私は先日、最近母国にて刊行された、体操女子オランダ代表チームの監督によるチームの運営方法について書かれている書籍を読みました。タイトルは『The Unfree Exercise』（2013年刊）で、チームのメンバーであった2名の女子選手が共著した書籍です。彼女達は、競技生活にピリオドを打った数年後に、自らが受けたトレーニングの方法について真実を明らかにする決意をしました。私は、オランダのような文明国でこの書籍に書かれているようなことが行われていたことにとっても驚きました。トレーナーによる彼女達の扱いは、拷問も同然で、殴られる、精神的な脅しを受ける、両親から引き離されるといった扱いを受けていました。また監督も、試合に勝利してメダルを獲得するには、いかなる犠牲を払ってでも選

手の生活を完全に統制する必要があると考えていました。この書籍を読み、様々な検討を行った後に、私は、スポーツ界であるか学校での普通教育であるかを問わず、トレーナーや教師が腕力および／または精神的影響力を使って選手や生徒を完全に統制することは、無益で意味のない行為であり、虐待に相当するため、関係者を刑法に基づき処罰すべきであるという結論に至りました。若年アスリートには、監督から虐待された事実やその方法について公平な立場のスポーツ・オンブズマンへ密告する権利および選択権を与える必要があります。またスポーツ・オンブズマンは、アスリートから相談を受けた後に、アスリートの苦情を、アスリートに代わって関連スポーツ統括団体の懲戒／裁定機関へ提起できる必要があります。

ここでは、アスリートが組合に加入する必要性に関する私の意見についてお話ししたいと思います。この組合は、監督やトレーナー、また所属スポーツ統括団体の首脳陣との関係においてアスリートの利益を守るための活動をアスリートに代わって行ってくれる組織です。スポーツ統括団体が、自発的に、またこれまで以上に積極的に、アスリートが置かれている状況を改善し、トレーナーや監督の行動を統制する必要があることについては、すでにお話しした体操女子オランダ代表チームの例からも明らかですが、同時にアスリート側からも、スポーツ統括団体に対して改革を要請および強要していかなければ、何も変わらないか、改革に長い時間がかかるという結果につながりかねません。またアスリートは、すでにお話しした体操女子オランダ代表チームのケースに代表される異例の状況では、必要に応じて集団ストライキを起こすことも検討しなければなりません。

私たちがスポーツ界におけるグッドガバナンスについて法的な観点から議論する場合には、国内で有効な行動規範（オランダ・オリンピック委員会が草案を作成した、スポーツ界におけるグッドガバナンスに関するオランダ王国の指針など）や国際的な行動規範（20数年前に、ブリュッセルで開催されたこの問題に関する国際会議に出席した際に規範の草案が提示され、それについて議論が行われたことを覚えています）の草案作成を通じてこれを行おうとする傾向にあります。これらの規範には、ガバナンスの透明性や団体運営者の説明責任、またスポーツ統括団体の適切な資金調達などに関する多くの事項が定められます。しかし私自身は、行動規範や類似の規範の草案を作成することが、スポーツ界におけるグッドガバナンスについて議論し、ガバナンスを推進するのに適切な方法だという確信を得られていません。

その理由は、草案作成が、外見を繕うだけの対応に見えることや、規範が、自明の事実を再び述べたものに過ぎないことにあります。ではこれらの規範は、どのような法的効果を有するのでしょうか？スポーツ統括団体の正規の憲章や規約と同じ法的拘束力を有するのでしょうか？

この点について、前述の規範はスポーツ統括団体の倫理規程に類似のものとして考えられています。前述の規範の内容は単なるソフト・ローに過ぎず、スポーツ統括団体の運営やガバナンスに関する哲学と関係のある内容のため、精神的な内容と考えられます。通常、このような精神的な内容の規範は、既存の関係者の気持ちや考え方に影響を及ぼすものであり、関係者が運営者または職員となる前に自分のものとすべき適切な思考や運営の方法に関するものです。ここからは、私がかつて入会したスポーツ・クラブでの出来事を交えてお話しします。ある若者が、模範となるサッカーを目指して練習を始めた場合、若者は仲間との黙示的かつ明示的なやり取りを通じてフェアプレーとは何であるかを学びます。すると大人になり運営者となる頃には、公正で倫理的に問題のない素晴らしい運営者または職員となるために必要な方法が身に付きます。これまでは、このプロセスがうまく機能していたため、スポーツ統括団体の憲章や規約には、前述のような精神的な内容は盛り込まれていませんでしたが、今日においては、前述の理想的なプロセスが機能する状況が大幅に減少しました。

現在では、ほとんどのアスリートが、自身の啓発や豊かさのためだけに影響力、権限および資金を求めるようになってきました。このため、基本的かつ包括的なガバナンスとして行うべき全体の利益に関する取り組みが、スポーツ界だけでなく社会全体でも大幅に減少しています。

私は、既存のスポーツ法や競技規則に従い、これらを適用および強制することが、現時点で最良の解決策だと考えています。別の行動規範にスポーツ倫理やフェアプレーの精神が盛り込まれていないことが明らかな場合でも、同じ行動規範の導入作業を行えば、スポーツ倫理やフェアプレーの精神を明示的に再導入するための手続を実施しているかのように見せ掛けることができます。しかし私は、この方法は、問題に対処したように見せ掛ける方法に過ぎないと考えています。それでも、現時点で主流となっている考え方を無視することはできないため、私はここで妥協案を提示したいと思います。ただ私の提案について理解するには、その背景情報を理解することが不可欠なため、提案について具体的にお話しする前に、現在私が実施しているスポーツ法に関する調査についてお話ししたいと思います。

競技規則 (Lex Iudica) は、スポーツ法の一部で、競技場での競技に適用される規則と関係のあるものです。スポーツ・イベントは、いずれも競技規則がなければ開催できないため、競技規則は、事実上、スポーツ法の中核を成す要素であると私は考えています。法的にも、競技規則は、スポーツの基礎となる要素とみなすことができます。世界のどこで競技が行われる場合でも同じ競技規則が適用されるため、このような不変な規則が存在しないと、各アスリートやそのチームは、国際試合を行うことができなくなります。たとえば、国連加盟各国で行わ

れるサッカー競技は、いずれも同じFIFAのサッカー競技規則にしたがって行われます。にもかかわらず、現在では、競技規則に関する検討が国内でも国外でも軽視されているという興味深い事実があります。その主な理由は、弁護士が、競技規則を、当然のように、裁判所での正規の法的手続ではその内容をテストできないものとみなしていることにあります。私は、司法関係者によるこの判断に同意できなかったため、スポーツ法とは別のものとして考えられている競技規則について検討することを決めました。サッカーは、世界で最も競技人口の多いスポーツであり、私自身も、かつては街路で、ビーチで、また公式競技場でサッカーをプレーしていたため、私は、サッカーの競技規則から分析を始めました。私はサッカーのプレーヤーでもあったため、競技においてサッカーの競技規則がどのように適用されるかについても知っています。サッカーの競技規則についてじっくり検討した後に、サッカーの競技規則の中に他のスポーツの競技規則を参考に行っている部分があるかどうか（あるとすれば、他のスポーツの競技規則を参考にしたことで、サッカーの競技規則の有効性がどの程度高まったか）について疑問を持った私は、次に、サッカーの競技規則と他のスポーツ（特にチーム・スポーツ）の競技規則の比較調査を行いました。

サッカーの競技規則について適切に理解するため、はじめに私は、適切な理解には、追加情報として競技規則の歴史を理解することが不可欠であるという結論に至りました。1974年には、かつてFIFAの会長であったサー・スタンリー・ラウスとドナルド・フォードが、関連情報が非常に詳しく記載されている『A history of the Laws of Association Football』と題された書籍を出版しました。この書籍には、たとえば、サッカーにはなぜオフサイドに関する規則が設けられているのかに関する情報や、1863年にイングランドサッカー協会が初めて一連の競技規則を導入して以降、オフサイドに関する規則がどのように改良されてきたかに関する情報などが盛り込まれていました。またこの書籍には、前述の情報以外にも多くの興味深い情報が盛り込まれていましたが、ここではその中の1つであるファウルと不正行為に関する規則についてお話しします。この規則は、懲罰および制裁（処罰）に関する規則で、私を含む皆様がかつて学んだ刑法の基本を思い出させる内容です。書籍には、ファウルは、過去においては意図的な行為でなければならなかったと記されていましたが、これは何を意味するのでしょうか？また意図的でない行為も含まれている現在の規則は、その歴史を踏まえた場合、そのように解釈できるのでしょうか？

1978年には、FIFAの審判員講習を担当していたトップ講師であるスタンレー・ラヴァーが、『Association Football Match Control』と題されたFIFA公式推薦書籍を出版しました。

ラヴァーは、この書籍の中で、フェアプレーの精神の重要性について何度も強調していました。またラヴァーは、すべての選手が安全かつ平等に競技を楽しめるようにすることが、フェアプレーの精神の基本原則であると述べています。これらの原則の詳細については、書籍に記載されているため、ここでは説明しません。むしろ私が一番検討したかったのは、サッカーの競技規則に、フェアプレーの精神がどのような形で盛り込まれているかという点であったため、この観点からサッカーの競技規則を検討し、規則本文の内容を踏まえて判断すると、競技規則には、ある程度のフェアプレーの精神が黙示的な形でのみ盛り込まれていると判断できるが、現時点では、フェアプレーの精神は競技規則の本文に明示されておらず、どのような形で明示するかが検討されている状況であるという暫定的な結論に至りました。フェアプレーの精神は、英国の紳士だけがサッカーをプレーしていた時代を起源とする、サッカーの哲学ともいえるべき精神です。サッカーにおいては、フェアプレーの精神に似たスポーツマンらしく振る舞うという原則も、競技の中核を成す原則となっています。また私自身は、1950年代にサッカーを始めて以降、フェアプレーの精神に則った教育を受けてきました。

サッカーの歴史においては、競技の職業化に伴いフェアプレーの精神が徐々に損なわれていきました。競技は徐々に商業化され、トップレベルにおけるサッカーはマネー・ゲームとして一大産業を築いています。たとえば、スタンレー・ラヴァーは、1978年に出版したその著作で独立した章を設け、反則すれすれの巧妙なプレーや不正行為について詳しく説明しています。私には、サッカーの競技規則に別の行動規範を付加することを求める気はありません。その理由は、サッカーの競技規則に欠けているのは、競技の目的や、プレーヤーが尊重および遵守し審判が強制すべき規範および価値観（すなわち、フェアプレーの精神）が明示されている前文だと考えているためです。サッカーの競技規則の本文の前には、関係者が必ず考慮すべきフェアプレーの精神に関する事項を明示する必要があります。この前文は、審判が競技中に規則を適用する際に大いに役立つものとなります。またプレーヤーにとっても、この前文は、スポーツマンシップに反する行為や競技を軽視する姿勢が処罰の対象となることを知る手段となります。この前文は、全当事者を拘束する競技規則と不可分の正式な事項となるため、サッカーの職業化が進む時代において従うべき、フェアプレーの精神、競技規則の精神、スポーツ倫理に関する誤解をなくすことができます。この種の前文は、一般的な法律や条約にも日常的に盛り込まれています。またこの種の前文は、競技規則の社会的背景や制定目的に関する説明にも使えるため、きわめて有用なものです。

それではここで、スポーツ界におけるグッドガバナンスの概念を、スポーツの競技規則内の

適切な場所へ盛り込むことに関する私の提案および提言についてお話しします。グッドガバナンス、スポーツ倫理、スポーツの精神などについてこれまでに明らかとなった事項が議論の余地が生じない明確な方法で（または黙示的な方法で）記載されている前文を、（サッカーに代表されるスポーツの）競技規則だけでなく、国内外のスポーツ統括団体のあらゆる憲章や規約に盛り込む必要があります。なおこのアプローチには、正式な根拠がなければスポーツに関する規則や規制を容易に回避できなくなるという利点もあります。なお懲戒／仲裁機関は、関連する前文の内容を踏まえて理解すべき本文の内容に基づき懲戒や紛争に関する決定を下す必要があります。

私の説明は以上です。皆様、ご清聴いただきありがとうございました。（拍手）

山崎（第二東京弁護士会） それでは、質疑応答を受け付けたいと思います。

質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

岡本（岡山弁護士会） オランダあるいはヨーロッパの法制度の紹介ありがとうございました。アスリートの人権保護に関して、もちろん人権思想があることが前提であるとは思いますが、それが無い国に対して普及は果たして可能なのでしょうか。

ロバート・シークマン氏（通訳：山崎（第二東京弁護士会）） どの競技団体にも競技規則というのがありまして、その競技規則に違反すれば懲罰を受けるというような形での競技規則を持つことができるわけですが、例えばこれは仮定の例なんですけれども、移籍に関するルール、選手の移籍に関するルールというのを協議規則に定めたとして、その移籍に関するルールは具体的な条文がいろいろ書かれてあるわけですが、その条文だけではなくて、しっかりと前文というのを設けて全文の中に、例えば選手は労働者であるというふうに規定をすると、そういう基本的な精神を規定することによって、労働者としての権利が守られるべきであるという精神がその競技規則の中に盛り込まれ、個々の条文の中において、その精神に沿って解釈をされるという形で人権の理念の実現を図ることができるというふうに考えています。

この今日の講演の中でもお話をした女子のアスリートの話にしてもそうなのですが、要はこうした選手たちが指導者から、例えばいわゆる不合理な指導方法によって指導をされるというようなことがあった場合においても、まずアスリートは人間であると。人間である以上、人間らしい取り扱いをされなければならない。そうした前文を定めることによって、もちろんその個々の条文の中で、こういう指導方法はいけないとか、監督はこういうふうに指導すべきであるということを書くというのもそうですけれども、何よりもその前文というものを置いて、前文の中に精神を書くということが重要であり、そうすることによって人権の概念を、先ほど

の質問にお答えするとすれば、どのような国であっても、先進国ではなくて、いわゆる後進国的なところであっても実現できるのではないかと考えているというのが今のお話の趣旨です。

司会（白井） 時間も押し迫ってきましたので、今日の基調講演はここで終わりにしていただきたいと思います。どうぞ盛大なる拍手をお願いいたします。（拍手）

どうもありがとうございました。

引き続き、山崎卓也弁護士から海外の調査報告をしていただきます。

山崎（第二東京弁護士会） 皆さん、おはようございます。

ご紹介にあずかりました弁護士の山崎と申します。

本日は、私のほうからは日弁連のこの業革シンポのために行いました海外調査報告というのをさせていただきます。

シークマンさんの講演録というのが59ページに記載してありまして、その中に、グッドガバナンスとフェアプレーの精神という話が書かれてあるんですけども、このグッドガバナンスという概念が一体何であるのかということを理解するのが大変重要なんですね。

すなわち、このグッドガバナンスという概念がないからこそ競技団体がさまざまな不祥事が起きる。今年も柔道、体罰問題があり、それから柔道の不祥事があり、そしてNPBの統一球問題というさまざまな競技団体の不祥事がありました。そうした競技団体の不祥事というのは、先ほどシークマンさんの講演の中にもありましたけれども、世界的にも結構ありまして、例えば国際オリンピック委員会（IOC）のソルトレークスキャンダルなんていうのがその最たる例なわけですね。要はオリンピックの招致、晴れて東京のオリンピック招致が成功しましたけれども、ああいったオリンピック招致の裏側ではさまざまなロビー活動、そして昔はさまざまな怪しいお金というのが飛び交っていたわけですね。そうしたいわゆる競技団体の腐敗、不正というものに対してどういうふうに対処していくかということに関しては、国際競技団体が多く本拠を置くヨーロッパにおいて、我が国よりも議論が進んでいるということで、我々としても先進的な議論ないしは実務が行われているヨーロッパから学ぶべき点が多いのではないかという前提のもとに、この海外調査を実施させていただきましたので、簡単にその内容を報告いたします。

今申し上げたとおり、今年は特に体罰問題、全柔連問題、NPBの不祥事ということで大変不祥事の多い年でした。相撲協会とかもそうですし、さまざまな不祥事が今なお起きています。今申し上げたように、国際競技団体の本拠が多いヨーロッパにおいては、グッドガバナンスは非常に関心の高い事項になっておりまして、どうやってスポーツにおけるグッドガバナンスを

実現していくかと。使途不明金であるとか、それからいわゆる独裁的な意思決定であったり、利害関係人を無視した運営であったり、そうしたことに対してどういうふうに対処していくか、どうやってグッドガバナンスを実現していくのがいいのかというような話が出てきています。

これはほかのジャンルでいうと、企業のコーポレートガバナンスの話に非常に似た話なんですけれども、コーポレートガバナンスと似て非なる部分もスポーツの分野では多々ありまして、スポーツの特殊性というところから、コーポレートガバナンスとはちょっと一味違ったガバナンス方法を考えなければいけないということで、スポーツにおけるグッドガバナンスというのは、コーポレートガバナンスとは独立した1ジャンルを形成しているというのが現状です。

今申し上げましたようにI O Cとか、あとF I F A、これは私もF I F Aの委員をやっていますので、現実には私自身が体験したことなんですけれども、私が委員をやっているF I F Aの紛争解決室という裁判所みたいなところがあるんですけれども、そこで一緒に仕事をしていたチェアマンのチュニジア人の人がいたんですけれども、その方はほかならぬこの賄賂の受け取りの疑惑によって急にいなくなってしまったんですね。ですので、ついこの間まで一緒に仕事をしてきた人がサスペンドされていなくなってしまうことを私自身もリアルに経験しているぐらい、国際競技団体においても現実にはスキャンダルという問題、いわゆる不祥事ですよ、これがオンゴーイングで進んでいる話であるということが言えます。

一方、日本はというと、日本も当然このグッドガバナンスということに関しては、今まで何もやっていなかったわけではなくて、2010年8月26日、文科省が出しました報告書、スポーツ立国戦略の中にもグッドガバナンスをどう実現するかということに関しての項目が設けられていますし、何より先ほど酒井先生のほうからもお話がありました2011年に施行されたスポーツ基本法の中にも、スポーツ団体のグッドガバナンスということに関する条文が実際に存在するわけですよ。ですので、スポーツの競技団体がいいガバナンスを実現するということは、もう既に法律上の義務になっている状況ではあるわけですね。

ところが、ではそのために、具体的にどういう実施策が行われているかということ、必ずしも十分ではない。十分ではないからこそ全柔連のような問題が起きたり、NPBのように勝手に統一球を変えて黙っていると。うそをついちゃうみたいな、そういう問題が後を絶たないわけですね。だとすると、コーポレートガバナンスの議論において弁護士が果たした役割が大きかったのと同様に、スポーツのグッドガバナンスという意味でも弁護士が果たす役割は大きいのではないかと。そのために我々が社会のためにできることは何なのかということをも真摯に考えるために、まずは先進的な実務を行っているヨーロッパから学ぼうということが調査の目的で

ありました。

調査は実際に今年の5月27日から30日まで行われまして、調査団のメンバーはこうしたメンバーです。勝手にグッドガバナンス使節団と名づけているわけですがけれども、こうしたメンバーで調査をいたしました。どんな訪問先を選んだかといいますと、まずオランダではFrans de Wegerという、これは私が長く付き合いのある非常に若くて有名な弁護士さんでして、もともととは私と同じようにサッカーの代理人と弁護士をやるみたいなの、そういうことをやっていらっしやった方なんですけれども、あるタイミングでオランダのサッカークラブ連盟にスカウティングされまして、今はオランダのプロサッカークラブ、プロサッカークラブいろいろありますよね。アヤックスであるとか、P S Vであるとかいろんなオランダのサッカークラブがありますけれども、そういうところが作っているサッカークラブの連盟の弁護士として活躍されている方です。ですので、例えばサッカークラブと選手との紛争であるとか、サッカークラブ同士の紛争であるとか、そうしたことに関するアドバイスを言ったりしています。サッカーの世界では移籍に関するルール、先ほどもシークマン教授が少し触れていましたけれども、さまざまな移籍のルールがありまして、例えば23歳未満の選手が移籍する場合はトレーニング補償を払わなきゃいけないとか、そういったルールがいろいろあるわけですがけれども、そうしたトレーニング補償を払わないクラブがあったりとかさまざまなケースがありますので、そういったところに対する紛争処理、アドバイスを言っている、これがFrans de Wegerという弁護士さんの役割です。

それから、Jan Loorbachという元バスケットボール選手の弁護士さんで、オランダの弁護士会の会長もやられ、かつオランダのオリンピック委員会の理事をされた方、この方にもお会いしてきました。この方は実際にオランダオリンピック委員会の理事としてスポーツ団体のグッドガバナンスを実現するためのガイドラインを作られたという非常に貴重な経験を持った方でありました。

それから、今基調講演をしていただいたロバート・シークマンさんも訪問しましたし、それからロバート・シークマンさんが長く所長を務めた世界を代表するスポーツ法の研究センターであるAsser国際スポーツ法センターの研究員であるKaren Jonesさんという女性の方、この方にもお会いして大変有益なお話をいただきました。

それから、これは実際私が仕事している仕事仲間なんですけれども、Wil Van Megenさんという国際プロサッカー選手会、選手の労働組合、そちら側の弁護士さんですね。オランダにF I F P r oというところがあるんですけれども、オランダの選手会、V V C Sというオランダ

国内の選手会だけではなくて、全世界の約55ぐらいの選手会があるんですけども、その55団体の選手会の上部団体としてそれを取りまとめている、サッカーでいうところのFIFAの選手会版みたいなものですけども、そういった国際プロサッカー選手会の弁護士さんも訪問してきました。

それから、イギリスではSean Hamilさんという、これもまた有名なスポーツガバナンスを専門とされている学者の先生、この方にもお話を伺ってまいりました。

それから、Mikkel Larsenさんというスポーツ・アンド・レクリエーション・アライアンスというイギリスの、これはまた非常にスポーツのグッドガバナンスという意味においては重要な役割を果たしている団体があるんですけども、ここの方にもお会いしてきました。このスポーツ・アンド・レクリエーション・アライアンスというのは、イギリスのスポーツの競技団体のためにさまざまなサポートを行っている私的な団体なんですね。ですので、日本でいうとなかなかちょっと匹敵する団体が見当たらないんですけども、近い存在としていえば日体協、日体協よりも、もうちょっと個々の競技団体寄りのサービスをしてくれる存在としての団体、サポート団体、そうした団体がこのスポーツ・アンド・レクリエーション・アライアンスです。この団体は非常におもしろい団体で、競技団体のために弁護士さんと契約をして、一定の時間、その弁護士に競技団体のために働いてもらうという、そういう契約を競技団体のかわりに、ないしは競技団体のためにしているという非常に興味深い活動をされている団体でもあります。

それから、これもまた興味深いんですけども、ヨーロッパにはグッドガバナンスを実現するための圧力団体としてサポーターの団体があるんですね。日本だとちょっと考えられない話ですけども、グッドガバナンスを実現するためには、ファンからも物を言うことが必要であるということで、サポーターズダイレクトという団体が存在します。そこの代表であるDavid Lampittさんという方からもお話を伺ってきました。

それから、これは私の友達で、Daniel Geeyという、ロンドンの大きな渉外事務所の弁護士さんなんですけれども、この方はフットボールローが専門でさまざまな講演とブログとかをやっている非常に有名な大変若い弁護士さんで、この方にもお話を伺ってきました。

それから、ベルギーとフランスなんですけど、今EUで、スポーツのグッドガバナンスの実現のために各団体が遵守すべきガイドラインをEUが作っているという活動が実際に行われていますので、実際にベルギーのブリュッセルに行って、本拠地に行ってGianluca Monteさんという方のお話を伺ってきました。

それから、その後、これは私が会員である国際サッカー弁護士会というところがありまして、

そこの集まりがちょうどパリであったものですから，サッカーの世界で働いているヨーロッパの一流の弁護士さんと会合を持ついいチャンスだということで，まずスペインの，この方は，世界のスポーツローヤーとも言われることもあるぐらいの非常に有名な弁護士さんなんですけれども，Juan de Dios Crespo Perezというバレンシアの弁護士さんとお会いしてきました。

それから，Stefano La Portaという弁護士さん，ヨーロッパサッカー連盟，U E F Aの顧問弁護士をされている方で，イタリアのローマの，Gallavotti Honorati de Marco & Partners法律事務所という，私のF I F Aの紛争解決室の仕事仲間であるMario Gallavottiさんの事務所で働いている弁護士さんとお会いしてきました。

それから，Patricia Moyersoerという，これもまたフランスの非常に有名なエンターテインメントとスポーツの弁護士をされている女性弁護士で，国際サッカー弁護士会の会長なんですけれども，この方からも貴重なお話を聞くことができました。

今日は時間もありませんので，詳しくは，これは2,000円出して買っていただくことになっているようですが，この中に海外調査のレポートを細かく記載していますので，興味ある方は読んでいただくこととして，ここでは簡単にこの調査からどんなことが得られたのかということをお話しして終わりにしたいと思います。

まずは，非常に重要なスポーツにおけるグッドガバナンスのポイントとは何かと。それは，スポーツにおいては競技団体の団体自治がまず重要であると。これが非常に重要であるということは，恐らく異論はないと思うんですけれども，その団体自治という部分を強調し過ぎると，勢い過剰な権利制限が行われてしまって，例えば昔のサッカーがそうであったように，昔，1995年のボスマン判決というのが出るまでの間は，サッカー選手の移籍というのは自由ではなかったんですね。つまり，サッカー選手は契約期間が終わった後もほかのクラブに移籍するためには，新しいクラブが前のクラブに移籍金を払わなきゃいけないと。ですので，前のクラブに移籍金を払わなきゃいけないということがあることによって，選手はせっかく自分に興味を示してくれる新しいクラブが見つかったとしても，その新しいクラブにお金がなければ，そのクラブに行くことはできないという状況になっていたわけですね。普通のサラリーマンが転職するときに，転職先が前の職場に補償金を払うなんていうことはないわけですから，これがいかにサッカー選手の転職の自由を阻害していたかということはおわかりいただけると思うんですけれども，これは非常に長く続いた選手の権利制限だったんですね。誰もそれに対してアタックすることはなかったんですけれども，とうとう1995年に判決が出まして，そういった移籍の制限は違法である，E U法違反であるという判決が出たわけですね。それによってサッカ

ー選手の移籍のルールというのは、ものすごく変わったわけですね。今こうやってクリスティアーノ・ロナウドとか、メッシとか、ネイマールであるとかさまざまな選手が非常に交渉力をもって移籍できるのは、この1995年のボスマン判決というものが出たことによって選手の移籍が自由化したからなんですよ。

これはつまりどういうことを示しているかということ、昔は競技団体は団体自治という名のもとにやりたい放題やっていたわけですね。やりたい放題やっているということは、もう競技団体、言ってみればクラブ側のほうが好き勝手に選手の権利を制限していたわけです。ところが、どんどんスポーツがプロとして発展していくと、当然選手も物を言うようになる。これはおかしいじゃないかと言うようになるわけですね。そして、選手が訴えることによって競技団体が作っていたルールが違法とされて、競技団体の団体自治が制限されるということになってくるわけですね。こんなことが繰り返されると、団体のルールというのは常に裁判にさらされて、何をやっても裁判されると、覆ってしまうということになってしまいかねませんので、ちゃんとした利害関係人を含んだ意思決定システムを作っていないといけないということが出てくることになるわけです。1995年のボスマン判決は、ちゃんと選手も巻き込んだ制度づくりをしていかないと、いつ競技団体が訴えられるかわからないという教訓でもあったわけですよ。

これはイギリスのSean Hamil先生なんかもおっしゃっていたことですが、とにかく競技団体、日本もそうですけれども、マネジメントという意味では素人の元選手であるとか、あるいはOB的なそういう人、ないしはパトロンの人が運営をして、その結果、お金をだらしなく使っちゃったりするというのが、これはもう日本に限らず、今年の全柔連じゃないですけども、世界のいろんなところで起きてきたわけですね。ですので、とにかく一部の人の権限が集中しないような仕組みを作る必要がある。これはもう国家だったり会社とかと同じで、ちゃんとした権限を分配していくということが必要なわけですね。ですので、チェック・アンド・バランスの仕組みが重要だということですね。

それから、これが非常に重要なんですけども、競技団体に不祥事が多くなると、社会的な影響が非常に大きい。社会的な影響が非常に大きいと、必ず政治家がもっとスポーツの競技団体は規制すべきだという話をするようになるわけですね。そうすると、どんどん国の法律によって競技団体の規制が強くなっていってしまうと。勢いスポーツの団体自治というのが脅かされるようになってしまうわけですよ。ですので、ヨーロッパでは何より団体自治を守るためには、我々はちゃんとやっていますよというふうに言えるようじゃないと、団体自治が守れないという概念がだんだん浸透しつつあるということが非常に重要なこととして我々が学んだ部

分です。

グッドガバナンスをどう実現していくかということに関しては、非常に興味深い動きがありまして、イギリスなんかはグッドガバナンスのチェックリストというのを競技団体に配って、そしてそれを自己評価する。自己評価して提出させるということ、その統括団体に提出させるということをやっているんですね。そのかわりにちゃんと先ほどのスポーツ・アンド・レクリエーション・アライアンスみたいな組織があって人材を紹介したり、弁護士さんのサポートを得られるような体制を作ったり、規約作成とか紛争解決機関の整備をかわりにしてあげるみたいなサポートをしているわけですね。そうしたサポートにもかかわらず、ちゃんとしたガバナンスを実現しない場合には、例えば補助金を削減するであるとか、あるいは資格を取り消すとか、そうしたいわゆる強権発動というのを背景に持っている、そうした国もあつたりします。

イタリアなんかは非常にオリンピック協会の権限が強いので、もう無理やり規約を変えるなんていうこともできるぐらいの状況になっていたりします。国によってもさまざまなんですけれども、競技団体がいいガバナンスを実現するためのサポートシステム、それから実現しない場合の強権発動というのが制度として作られている。そのためにちゃんと運営サポートをする、ないしは制度づくりをする、現場で働ける弁護士が求められているということを我々は実感しました。そういう意味で言うと、これから弁護士が果たす役割というのは、非常に大きいということが言えると思います。つまり、いわばグッドガバナンスというのは、競技団体の健康を守るためのものだ。競技団体が病気になるとうと不祥事が起きて、いろんな人に迷惑がかかってしまうわけで、お医者さんが手術だけではなくて、ふだんから健康にあるためには、例えばこういうものを食べたほうがいいですよとか、運動をしたほうがいいですよということと同じような意味で、競技団体にしっかりとグッドガバナンスを実現させるためのアドバイザー、ないしはそのためのサポート役としての弁護士の役割が、実際にヨーロッパでは重要となってきたということが我々は非常に実感できましたし、それはこれからの日本にもまさに当てはまることであるということが言えると思います。それは我々がいつも言っていることなんですけれども、スポーツ界は往々にして「人の支配」によって成り立っているところを、人の支配から法の支配に変えていこうという、そういうムーブメントの橋渡しとして非常に弁護士の役割というのは重要ではないかなと思っています。

何より難しいのは心を開いてもらわなきゃいけないわけですから、上から目線ではなくて、横から目線というか、同じ目線で働ける人でないと信頼が得られませんので、そういう現場感覚が非常に弁護士に求められているということが言えるなと思います。アジアサッカー連盟

(AFC)の例なんかを挙げますと、AFCもAFC傘下の各国競技団体向けにいろんなサポートをしているわけですね。グッドガバナンス実現のために専門家を派遣したり、いろんなサポートをしているわけですね。そうしたことと同じような取り組みが我が国で弁護士に求められていると思います。

ヨーロッパといえども、まだまだこうしたプロジェクトは始まったばかりですので、日本もまだまだこれから頑張ればスポーツガバナンス先進国になり得る余地は十分ありますし、何より我々は東京オリンピック2020年という非常に大きなチャンスを得たわけです。実際、ロンドンの、先ほど言いましたスポーツ・アンド・レクリエーション・アライアンスのMikkel Larsenさんもロンドンオリンピックがグッドガバナンスの重要性を競技団体に示すいいきっかけになったということをおっしゃっていました。つまり、世界中から見られるんですよ、皆さんと。ちゃんとしたガバナンスをしないと、世界から見られるときに恥ずかしいですよ。ちゃんと不祥事が起きないように競技団体を作りましょうよということがロンドンオリンピックという共通の目標を持ったことによって言えるようになった。我々は東京オリンピックという2020年の目標があるので、これから皆さん、ちゃんとグッドガバナンスを実現して、世界に誇れるスポーツ国家になりましょうということが言える状況にあるわけです。そのためには、弁護士がいかに現場でしっかりとしたサポートができるかということが重要であるかなということが言えると思います。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

司会(白井) どうもありがとうございました。

これで午前の部は終了いたします。

(休憩)

司会(白井) それでは午後の部を始めます。最初に伊東弁護士からスポーツ団体に対するアンケート結果及びヒアリングの報告をしていただきます。よろしくお願いします。

伊東(第二東京弁護士会) 弁護士の伊東でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、スポーツ団体の事業活動の適正に関するアンケート及びヒアリング調査結果をご報告させていただきます。

スポーツ基本法の施行によりスポーツ団体には事業活動を適正に行う努力義務が課されることになりました。スポーツ団体がこの努力義務をどこまで果たしているのか、現時点での取り組み状況を明らかにし、グッドガバナンスの実現に関して、スポーツ団体が弁護士、弁護士会に求めていること、これを調査するために当分科会ではアンケート調査を実施いたしました。

時期は本年4月から5月、対象はスポーツ団体の全国組織115団体です。これに対し、49団体から回答があり、回答率は43%でした。それでは、その集計結果についてご報告してまいります。

まず、問1では、スポーツ基本法第5条2項に規定されたスポーツ団体の努力義務の認識を尋ねています。スポーツ団体の努力義務を認識していたとする回答が86%、しかし認識していなかったとの回答も10%ありました。

問2から4では、スポーツ基本法第5条2項に応じた対策の実施状況について尋ねました。

問2では、スポーツ団体の努力義務に応じて、このアンケート回答までの間に既に対策を講じたとする回答が69%に達しています。

問3では、今後について尋ねています。具体的に対策を講じる予定がある、31%、具体的に対策を講じる予定はないが、検討をしている、22%、以前から対策を講じているので、具体的に対策を講じる予定はない、35%、といます。今後何らかの対策を講じ、あるいは今後講じようとしている団体が全部で88%に達しているという結果になっています。

問5では、スポーツ基本法第5条第2項に応じた取り組みをなすに当たり、望まれるサポートを尋ねました。最も多かった回答は、気軽に相談できる相談窓口の設置が32団体、その次が具体的にどのようなことをすればよいのかについてのガイドラインの制定と公表、それに次いでセミナー・講習の実施という回答が多くなっています。気軽に相談できる相談窓口の設置に関する要望が多くなっていますので、スポーツ団体に対するサポートの必要性は高いと考えてよいと思います。また、ガイドラインの制定と公表、セミナーの講習実施についての要望も多く寄せられていますので、スポーツ団体はガバナンス強化のノウハウを知りたいと望んでいるものと思われます。気軽に相談できる相談窓口の設置、ガイドラインの制定と公表、セミナー・講習の実施、これにつきましては速やかに実現されるべきものと思われます。

問6と問7では、事業活動に関し、みずからが遵守すべき基準の策定について尋ねています。基準を定めていると回答した団体が84%、定めていないと回答した団体が14%でした。定めている基準として回答が多かったのは、役員任用に関する基準、次いで団体の規程に違反した者に対する処分に関する基準、選手登録に関する基準、代表選手の選考に関する基準と続いております。ほとんどの団体で基準を定めているという回答があり、団体の活動の透明性の確保に努めているということがうかがえますが、一部の団体では基準を定めていないという回答がされており、一部対応がおくれている団体があると言ってしまうとよいと思われます。

問8、問9では、団体運営に関する情報の公開及び広報について尋ねています。

問8ですが、団体運営に関する情報で公開しているものとして最も多かったのは団体の経理・財務の処理結果で、次いで団体内の規程となっております。これに対し、役員の任用基準、選手登録の基準、役員会の運営に関するルール、団体の規程に違反にした者に対する処分の基準となりますと、公開している団体が減少して、約半数となります。団体運営の基幹となる情報につきましては、ほとんどの団体が公開をしているということになりますが、団体内部の活動にまで踏み込んで公開しているという団体は、まだ半数程度ということが言えるかと思えます。

問9ですが、団体の広報について専門の担当者またはアドバイザーがいると回答したのが24団体、ほぼ半数ということになります。

問10では、団体の経理・財務の外部チェックについて尋ねています。公認会計士などの外部有識者からのチェックを受けているという回答をした団体は90%に達しています。経理・財務に対しては対応が比較的行き届いていると言ってよいと思われれます。

問11、問12では、団体の意思決定への多様な意見の反映について尋ねております。

問11では、団体の意思決定について多様な意見が反映されるような制度上の工夫を行っているとの回答が86%、行っていないとの回答が10%となっています。

制度上の工夫を行っているという回答をした団体に対して内容を尋ねたのが次の問12です。多かった回答は、外部の有識者を役員に選任している、理事などの役員の選任基準を策定している、理事などの役員について改選制限を設けている、諮問委員会、顧問など団体の意思決定をチェックする外部有識者を選任しているとなっています。これに対しまして選手が団体の意思決定に参加しているという回答は8団体にとどまっています。

問13、問14では、不祥事等に対応する場合の第三者委員会の設置について尋ねました。

問13では、不祥事等に対応するために外部有識者機関や第三者委員会などの機関を設置したことがあるという回答が29%、設置したことがないとの回答が69%となっています。

問14では、設置したことがないと回答した団体に対し、その理由を尋ねています。不祥事が起きたことがないという団体が24団体、不祥事等が起きたが、対応が十分とられているため設置の必要がないと思ったが8団体、不祥事等が起きたが、軽微なため設置の必要がないと思ったが4団体となっております。これに対し、不祥事等があり、設置の必要があると思ったが、依頼すべき有識者を知らなかったとの回答が1団体あります。不祥事等が発生した場合に外部有識者機関や第三者委員会などを設置して団体外部の第三者である有識者に事実調査をさせるというケースは近年増加していますが、アンケート回答は、このような近年の動きに沿ったもの

になっていると言えます。ただ、不祥事等があり、設置の必要があると思ったが、依頼すべき有識者を知らなかったという回答が1団体から寄せられており、このような団体に対しては、まさにサポートに必要があると考えられます。

問15から問17では、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決について尋ねています。

問15ですが、紛争解決を団体内部の紛争解決機関により行っている、17団体、日本スポーツ仲裁機構により行っている、15団体、個別の案件ごとに決めている、14団体、となっています。

問16ですが、紛争解決を団体内部の紛争解決機関により行っていると回答した団体に対し、紛争解決のための判断をする人について尋ねています。団体内部の役員など団体関係者というのが12団体、団体外部の有識者が10団体となっています。

問17ですが、紛争解決を団体内部の紛争解決機関により行っていると回答した団体に対し、不服申し立てを取り扱う機関について尋ねたものです。日本スポーツ仲裁機構が取り扱うが10団体、個別案件ごとに決めているが8団体となっています。スポーツ基本法では、スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるとされています。ただ、日本スポーツ仲裁機構を紛争解決機関としている団体は、まだ多数派とは言えません。多くの団体は、団体内部の機関で紛争を解決しようとしているということになっています。そして、団体内部の機関で紛争解決をしていると回答した団体の約半数では、役員などの団体関係者が紛争解決の判断をしており、紛争処理を団体内部で行おうとする傾向が見てとれるかと思えます。もっとも団体内部の判断に対する不服申し立て機関としては、日本スポーツ仲裁機構を利用する例がふえていると思われれます。

問18にまいります。国際競技団体からの規制指示について尋ねました。所属している国際競技団体（IF）から団体運営のあり方、ガバナンスなどに関して具体的な規制や指示を受けていることがあるとの回答が8%、ないとの回答が82%でした。IFからの規制というのは、ガバナンスに関しては余りないということになっています。

問19から21では、団体のガバナンス強化のための研修の実施について尋ねました。

問19では、団体のガバナンス強化についての研修を定期的実施しているとの回答が33%、不定期に実施しているとの回答が20%、実施していないとの回答が43%でした。

問20では、実施している研修は、指導者による暴力・体罰防止に関するもの、あるいは指導者のセクシャルハラスメントに関するものなどが多くなっています。

問21では、研修を実施していない団体に対して、その理由を尋ねています。必要だと思わないが9団体、財政的余裕がないが6団体、時間的余裕がないが5団体、どのような講師に依頼

してよいかかわからないが3団体，人手が足りないが3団体などとなっております。これらの研修に関する回答を見ますと，研修に取り組んでいる団体が約半数，そうでない団体も約半数となっており，ガバナンス強化に熱心な団体と，そうでない団体に分かれるように思われます。また，研修を実施していない理由について，財政的余裕がないという回答が6団体，どのような講師に依頼してよいかかわからないという回答が3団体ありました。このような団体についても，費用の補助であるとか講師紹介などのサポートの制度が必要なのではないかと思われま

す。問22にまいります。団体と弁護士のかかわりについて尋ねています。顧問弁護士がいるが25団体，弁護士を役員に選任しているが13団体，弁護士を諮問委員会の委員に選任しているが11団体，個別案件ごとに弁護士に相談しているが10団体となっておりますが，特に弁護士の関与は考えていないというところも7団体ありました。ざっとこれを見ますと，団体運営に弁護士がかかわっているというところが意外に多いということは言えるかと思えます。

問23では，弁護士，弁護士会に対する要望を聞いています。団体の事業の適正に関する具体的な要望としては，指針を示していただきたい，スポーツ団体が相談できる弁護士の窓口が必要，財政的に余裕のない団体をサポートするシステムづくり，気軽に相談できる窓口の設置，こういったものが挙げられています。

問24では，意見・要望等をお聞きしています。具体的な記載が幾つかされていました。全国の加盟団体の運営ガバナンスのレベル向上が課題と考えていると書いていただいた団体もありました。

問23，24で意見・要望を書きいただきましたけれども，これらの団体については追加ヒアリングを実施しております。これらの団体の多数は小規模団体でしたが，ほとんどの団体から相談窓口など弁護士のサポートを受けたいという意見が多数聞かれました。

最後にまとめになりますが，アンケートでは多くのスポーツ団体は，スポーツ基本法上のスポーツ団体の努力義務，これを認識してそのための対策を講じ，またはこれから講じようとしているという姿勢が見られます。ただ，気軽に相談できる相談窓口の設置，ガイドラインの制定と公表，セミナー・講習の実施などのサポートを要望しているということも明らかになりました。ガバナンスに関する個別事項について見ますと，熱心に取り組んでいる団体とそうでない団体とが存在しており，これらの団体間に温度差があるというふうに言ってよいと思われま

す。それから，弁護士に関しましては，スポーツ団体の運営に関与しているケースも多いことがうかがわれますが，特に小規模団体からは気軽に弁護士に相談できる窓口の設置を求める声が多く寄せられていました。

これらの結果を受けまして、気軽に相談できる相談窓口の設置、ガイドラインの制定と公表、セミナー・講習の実施、これらをサポートをする制度、これを今後検討していくべきだというふうに考えられます。

アンケートの報告は以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

司会（白井） 続きまして、基調講演を道垣内先生からさせていただきます。よろしくお願います。

道垣内（日本スポーツ仲裁機構機構長） ご紹介にあずかりました日本スポーツ仲裁機構の機構長を務めております道垣内と申します。このような大きなシンポジウムにお招きいただき、お話をさせていただくのは大変光栄でございます。

日本スポーツ仲裁機構がこれまでやってきたことと、これからのことについて30分ばかりお話をさせていただきたいと思えます。

ガバナンスという言葉は、それほど昔から日本社会に定着していた言葉ではありません。会社法関係では今やしっかりと定着しておりますがスポーツ界とそれ以外の社会とでは大分時間差があるようでございます。いわんや、私どもがスポーツ仲裁機構を始めたころは、スポーツ界にとって全くなじみのない言葉だったと思えます。当初から私はグッドガバナンスを確立するためには紛争の外部処理が必要だということを申し上げていたわけですが、なかなかガバナンスという言葉自体が理解されなかったこともあり、また一般に法律家がスポーツ界の組織運営にかかわることについて拒否反応があったのは当然のことだったと思えます。それがこの10年の間に随分変わってきて、特にここ数年、従来型の競技団体の運営では問題が起きてくるということがわかり始めて、そのために何か手を打たなければならないという思いを共有していく雰囲気が出てきたのではないかと考えています。

今日のお話では、ガバナンスの本筋の話、例えばその役員に外部者を入れるとか、あるいは会計をもっと厳格監査するとか、組織運営の透明化を促進する仕組みを導入するといったことには余り触れる時間はありません。中心となるのは、内部の争いをどう解決していくかを通じて反射的にその組織運営をしっかりとさせていくという、そのことができるのではないかと、そのことをスポーツ仲裁機構のこの10年の活動を通じて少しは示されてきたのではないかとのお話です。そして、その延長線上でスポーツ不祥事の対応も考えられるのではないかとすることに話を展開していきたいと思えます。

まずはスポーツ仲裁機構について余りご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、簡単にその仕組みと申しますか、どんな組織で、どういうことをやっているのかということをお聞かせください。

にご説明をしたいと思えます。現在の仕組みにはいろいろ限界があるわけでございまして、直ちに不祥事に対応はできないということ、まずはご理解いただきたいと思えます。その上で、しかし、不祥事対応のためのヒントになることとして、ドーピングについてのスポーツ界の取り組みがあるということをお話しします。ドーピング対応は、不祥事対応にとって非常にモデルになる点が多々あるように思われます。そこで、これをモデルにして不祥事対応の制度をどう作っていったらどうかという愚見を申し上げたいと思っております。

日本スポーツ仲裁機構ができましたのは2003年でございます。準備段階として、その5年ほど前の98年に、アンチドーピング活動と違反に対する制裁強化に伴って生ずるであろう紛争を第三者機関が判断する必要があるということが、JOC等による報告書で言及されました。それを契機として、日本でスポーツ仲裁に関する研究が始まり、その結果できたのが日本スポーツ仲裁機構でございます。

ちょうど日本スポーツ仲裁機構の設立準備を進めている頃、千葉すずさんというスイマーのケースが発生しました。オリンピック代表選考の取消しを求めた事件です。私どもはまだない段階でしたから、ローザンヌのCASの仲裁人が日本に来て仲裁が行われました。この事件が日本のスポーツ界において、仲裁というのはどういうものかということが広く認識された最初の機会ではなかったかと思えます、

日本では一般に「仲裁」というと、頼まれもしないのにけんかに割って入って、そのけんかを俺が買ったというイメージですが、そうではなく、仲裁というのは両者が合意をして第三者を選び、その判断を拘束力あるものとして受入れ、それに従うという紛争解決方法であるということが、この千葉すずさんの事件を通じて認識されたのではないかと思います。さらに、私どもとして、千葉さんには申しわけないですが、スポーツ界がスポーツ仲裁にそれほどアレルギーを持たなかったのは、この事件で水泳連盟が勝ったということがあったことも寄与していると思えます。この事件の仲裁判断では、選考基準が不透明であった等の問題から若干のお金の支払いが命じられましたけれども、千葉さんを選ばなかった決定が覆されることはございませんでした。オリンピックの時点では既にその事件は終わっていたわけで、すっきり解決されたという結果をもたらした点が評価されたのではないかと思います。その当時、スポーツ団体の意向調査が行われ、79%の賛成を得て作られたのが日本スポーツ仲裁機構です。現在は公益財団法人化しております。

組織の仕組みは、評議員会が上にあり、そのもとに執行を行う理事会があるという財団法人です。評議員には、元最高裁判事、元日弁連会長等の法律家と競技団体関係者と元アスリート

等に入っただけです。アスリート対競技団体という紛争が多いものですから、両者のバランスをとり、中立の方に加わって頂くという人的構成になっております。実際の事務は、理事会から執行を任せられた代表理事と執行理事のもとで、事務局長と事務局員で行っています。

現在行っている仲裁には、たくさん種類があります。これは旅館の建て増しみたいなもので、もともとはアスリートが競技団体のした決定を争うというタイプの仲裁だけからスタートしたわけですが、その後いろいろな種類の仲裁に加え、調停も行っています。しかし、今日はここが本題ではなくて、後半で申しますスポーツ不祥事対応が本題ですので、ここではスポーツ仲裁規則とドーピング紛争仲裁を中心にお話をさせていただきたいと思います。

スポーツ仲裁規則に基づく仲裁が対象としますのは、スポーツ競技またはその運営に関して、競技団体またはその機関が行った決定（審判の判断等は除きます）に対して不服を持つ競技者等が申し立てるという形の紛争でございます。法律家向けには行政訴訟型と言ったほうがわかりやすいかと思っておりますけれども、そのようなものであります。

作るときにあらゆるスポーツ団体の決定を対象にするということも考えられたところであり、私はそうしたほうがいいと主張したのですが、しかし現実的には人的にも財政的にも限度がございますので、当初から現在まで、トップアスリートが申し立てる紛争だけしか扱っていません。ですから、私の母がしているようなゲートボールでも地域の大会があるようですが、そのような大会の運営をめぐって運営者側のした決定を争うというものは、当機構では扱っていません。JOC、日体協、障害者スポーツ協会と、その加盟・準加盟・傘下の団体がした決定を争うものだけが対象でございます。お金さえあれば、あるいは人的資源さえあればもっと対象を広げることは可能であり、またそうすることの意義はあると思っておりますけれども、いまだにそこまではできていないというのが現状でございます。

仲裁ですので、仲裁合意が必要でございます。紛争が起こってから、たとえば、ある競技団体が競技会への出場選手をA、B、Cと決めたと、Dが不満を持っているというときに、その競技団体がDと仲裁合意をすることは現実には極めて難しいと思われま。既にけんかの一歩前まできているからであります。したがって紛争が起きてから仲裁合意をするのではなく、競技団体は、事前に、当団体の決定に対して不服があるときは、いつでもスポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に基づく仲裁も応じますという自動応諾の宣言をしておいてほしいという働きかけをこれまでずっとしてきております。この成果は次のスライドにありますけれども、申し立てがあれば自動的に仲裁合意ができるという仕組みを作ることによって、裁判と同じよう

に安心して申し立てができるということになります。アスリートが勇気をもって手を挙げたのに、実際の仲裁手続が行われなかったということがないようにしようとしているわけであります。

なお、この仕組みの重要なもう一つの点は、法律上の枠組みがあるわけではないということです。私どもの仕組みは全てスポーツ界の総意でできたものでございまして、運営資金も主としてJOC等の競技団体からいただいている維持会費です。また、仲裁判断が出たからといって、それを強制的に実現するということはできません。裁判所へ持って行って執行判決をもらうなんていうこともできないわけでございます。そもそも強制執行になじまない決定が多いですけれども、いずれにしても、私どもとしては、仲裁判断に実効性を持たせるために、原則として仲裁判断は公表をしております。個人の固有名詞を出す必要はないと考えておりますので、申立人を含むお名前は全て伏せ字にしておりますが、他方、競技団体の名前はそのまま公表しております。仲裁判断が出ますと、仲裁機構として記者会見をしています。執行力がない点を補うため、マスコミの力をかりて間接的に強制しているつもりであります。公になった以上は無視するというわけにはいかないでしょうし、実際、競技団体が負けた事件ではすべて仲裁判断の通り実行されています。

自動応諾の状況でございますが、3つのトップアスリートの人たちの団体で56.3%、都道府県体協とか障害者スポーツ協会の加盟、準加盟団体とかを含めると34.1%です。3分の1程度の団体しかまだ自動応諾はしていただけていないということです。自動応諾をしていない団体は、個別に考えたいとおっしゃるわけでございますけれども、個別に考えられたのでは、申立てをしようとするアスリートが委縮してしまうおそれがあり、泣き寝入りになってしまいかねません。アスリートにとって、自分の属する競技団体を相手に仲裁申立てをすること自体、相当な覚悟が必要なはずであります。自分が大好きなスポーツをこれまでやってきて、将来もやりたいと思っているんだけど、しかし自分としては納得いかない決定をされてしまって、黒白を付けるために、自分の先輩たちが運営している競技団体と争うわけですから、なかなか簡単には踏み切れるものではございません。したがって、申立てをした以上は、必ず仲裁判断が得られることが重要であり、そうすることがご本人のためでもあり、またスポーツをする人たちの権利を守ることにつながり、ひいてはガバナンスのきいた運営がされていく、そのような好循環に持って行く必要があると思います。自動応諾措置がとられていないがために、もし申し立てない人たちがいるとすれば非常に残念なことなので、この自動応諾の数はぜひ100%に持っていきたいと思っており、現在も個別に自動応諾をしていない競技団体を回って、ご説明をし、ご理解を得るという活動をしております。

次に、仲裁のこれまでの実績についてでございます。2013年度はまだ途中ですが、申し立てが大変多く、22と例年に比べて突然多くなっています。これは、新聞等でも報道されましたけれども、テコンドーのある地方の団体の会長をめぐって、統括団体の理事会でもめごとがあり、その地方の選手は大会に全員出場できないという状態に陥った事件があり、その地方の競技者の方々17名が仲裁申立てをしたからであります。この22という数字の中の17はそのケースについてのものでございます。申立費用は1件5万円です。私どもは非常に貧しい組織ですから、5万円掛ける17で85万円という収入は大変ありがたいのですけれども、しかしこれをいただくのはいかにも居心地がよくないわけです。実質的には同じ内容ですので、どなたか代表者1人で仲裁申立てをされたらどうですかと連絡し、16人分について申立てを取り下げてもらい、仲裁人に選ぶ前の取り下げということで80万円はお返しをし、1件だけの判断を仲裁人に依頼し、会長のことで、その地方の選手を大会に出場させないという決定の取り消しの判断をいただきました。それに対して、その競技団体は、1人だけ出場させるという対応を検討中だということを知り、それを漏れ聞いたりしましたけれども、結局はそうではなく、全体について考え直して頂き、全員の出場が実現しました。以上のことから、22から16を引けばいいので、6件の申立てというのが2013年度途中までの集計です。若干ふえてはいますけれども、大した数ではございません。仲裁件数はたくさんあればいいというものでも必ずしもなく、最終目標はゼロだと私は最初からずっと言っています。

最大の問題は、スポーツ仲裁規則に基づく仲裁の不应諾の8件です。実はこれは2013年9月20日現在のちょっと古いデータでして、今年になってさらに2件の不应諾がありまして、10件になっています。今年スポーツ界でこれだけの問題が起き、オリンピックも決まったという年に、仲裁に応じないという団体が2つもあるというのはとんでもないことだと思います。現在の規則上は、応諾しなかった団体を公表することはできないことになっているので、言えませんが、事務局には仲裁に応じなければ何か制裁があるんですかという問い合わせがあったらしく、特に制裁はないと答えたところ応じませんということになったらしく、とんでもないことだと思います。現在、機構が10周年を迎えましたので、機構改革委員会を立ち上げて、外部の人にも入っていただいて議論をしているのですが、公表できるように規則を改正する方向で、理事会に改正を諮る予定であります。

なお、これまで、事務局への問い合わせ件数は244件です。

これまでお話ししてきた行政事件型仲裁は、A対Bというもので、Bのほうが競技団体であります。このような事件では、仲裁人が選ばれて、Aが勝ちだとか、Bが勝ちだという判断が

示されるわけですが、スポーツ不祥事の現実を考えますと、そもそもAが何らかの決定対象となっているわけではありませんので、このような形の紛争の処理の仕方では救済にはならないと思います。また、全柔連の15人の方々のケースを見ても明らかなように、匿名性が重要であって、Aという形で表に出ること自体が極めて難しいものです。ある組織内で、セクハラとか、パワハラとか、暴力とかいろんな不祥事があって、その被害を受けている人たちを救済するには、違う仕組みが必要です。

ある特定のCという人が何か問題を起こしているという場合に、第三者がイニシアチブをとって、そのCを告発するような仕組みが必要です。そのためには刑事的な色彩のある仕組みが必要ではないかと思うわけであります。そこで、先ほど触れましたドーピング事件の仲裁が参考になると思う次第です。ドーピングについては、ヨーロッパで相当深刻な問題がかねてからあり、2005年に、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約という条約ができています。これは2007年に日本について発効いたしまして、文科省はスポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドラインというのを作り、そのガイドラインに従って日本アンチドーピング機構（JADA）がドーピング防止規程を作り、施行しております。

スポーツにおけるドーピングに対しては、日本アンチドーピング機構に抜き打ち検査を含むドーピング検査の権限が与えられています。そのことの同意をアスリートから取り付けるという方法で、そのような検査権限を獲得しています。この同意をしなければ競技会には出場できない仕組みになっているので、實際上、すべて同意をするほかありません。その結果、トップアスリートは、いつでも、検査に応じる義務を負っています。そして、検査の結果、黒の判定が出ますと、日本ドーピング規律パネルが制裁を決定します。この規律パネルの決定に不服があれば、日本スポーツ仲裁機構に申し立てができるという仕組みになっており、このような形で日本アンチドーピング機構と日本スポーツ仲裁機構はつながっているわけです。

このドーピング紛争仲裁に特徴的なことは何かといいますと、日本アンチドーピング機構だけではなく、世界ドーピング防止機構や国際競技連盟なども申立人になって、この規律パネルの判断が甘過ぎるので、より重い制裁を求めるという仲裁申立てができるということになっている点です。ドーピング行為がスポーツ界の秩序違反であって、違反者とその競技団体との間の問題ではなくて、秩序違反を取り締まるまさに検察官的な役割をそれらの組織が担っているということであります。ドーピング紛争仲裁については、常に仲裁合意があります。これも含めて、アスリートが同意しているからです。

以上のことをモデルとして、スポーツ不祥事問題への対応を考えますと、日本スポーツ仲裁

機構とは別に日本アンチドーピング機構のようなものを常設の第三者委員会的なものとして置き、そこに調査摘発権限を与えるということが考えられるわけであります。どんな機関が必要かと、4つポイントがあります。

第1に、先ほど申しましたように、アスリートが匿名でも告発できるように目安箱みたいな相談窓口を置くことが必要です。もちろん、告発の中にはいわれもないといいますが、うその告発もあり得るので、法律家がよく見きわめなければなりません。いずれにしても、匿名での告発を可能とする仕組みが必要だろうと思います。

第2に、第三者機関は調査権限を持たなければならないということが重要です。これは日本アンチドーピング機構がやっているドーピング検査と同じことですが、ドーピングについては条約があり、文科省のガイドラインがあり、アスリートはこれに応じなければ競技会に出られないわけですから、トップアスリート全員が応じているわけですが、この不祥事調査に応諾することを確保できるかどうかは問題です。私はできると考えています。すなわち、これはハラスメントのような悪いことはしません、もし疑惑があれば調査に応じますということに約束するだけですので、そのような約束をするのは嫌だというのはなかなか言いにくいはず。そして、競技会あるいは競技団体がしっかり横につながれば、この約束をしていない人は競技会に出さないとか、競技会に出る選手のコーチ等をするにはできないという仕組みにすることができるはずであります。合宿所に突然押しかけ、相撲の合宿なのに、なぜバットがあるのかと問い詰めるということができるという仕組みになっていけば、そもそもバットを持ち込むこともなくなるはずですよ。

第3のポイントは、第三者機関は勧告権限を持つということです。ドーピングに対する制裁はドーピング規律パネルが制裁を科すことができるのですが、不祥事については、第一段階としては、制裁権は競技団体が持つということでもよいと思います。要するに、第三者機関としては、競技団体に対して、こういう問題が起きているので、処分したらどうかという勧告をするというのでいいかなと思っています。できるだけスポーツ界の総意で自主的に問題を解決していく仕組みの方がよいと思います。しかし勧告があったけれども、制裁はしないと、あるいは名ばかりの制裁にとどめるというような場合には、日本スポーツ仲裁機構に申し立てることができるのでいいんじゃないかと思っています。このためには、第三者機関の中に公判検事のような役割の人を置く必要があります。

最後に、第4に、日本にはスポーツ基本法という立派な法律があって、スポーツ団体の努力義務、国の努力義務が規定されていますので、それらの規定に基づいて以上のような仕組みを構

築するということになります。文部科学省で現在作りつつある仕組みは、私が申し上げたものに近いと思います。

以上、このような仕組みを作って、スポーツ界における不祥事を法律家の活動を通じて少しは減らしていけるのではないかというのが本日の結論です。スポーツはお金がかかります。国立競技場を直すのに大変なお金がかかるのは分かりますが、その何千分の1か、もしかしたら何万分の1かのコストでリーガルなインフラはできます。ソフトのインフラであり、コンクリートも鉄も何も要らない仕組みですので。それくらいの予算を割くことを考えてもいいのではないかと思います

以上、ちょっと時間をオーバーしました。ありがとうございました。（拍手）

司会（白井） これから休憩に入ります。

14時15分から再開いたします。会場の準備ができ次第、パネルディスカッションに入ります。よろしくをお願いします。

（休 憩）

総合司会（白井） それでは、パネルディスカッションを始めたいと思います。

パネルディスカッションの司会は菅原弁護士に担当していただきます。よろしくお願いいたします。

司会（菅原） 準備がそろそろできましたので、始めたいと思います。多くのスポーツの関連の方々にお集まりいただきまして、パネルディスカッションを始めたいと思います。

私は本日の司会進行を務めます第二東京弁護士会所属の菅原でございます。

登壇いただきましたパネリストを紹介していきます。

私の手前から、開成高校野球部監督の青木秀憲さん。（拍手）

学校の部活動とアマチュア野球の視点から発言いただきます。

日本アンチ・ドーピング機構会長の鈴木秀典さん。（拍手）

国際競技スポーツの現状について、医師としての視点からも発言いただきます。

サッカー元日本代表、サッカー解説者の福田正博さん。（拍手）

現在、JFA公認S級コーチの資格を持ちまして、小学生にサッカークリニックを開いています。サッカー指導者として、サッカーの視点から発言いただきます。

静岡文化芸術大学准教授、溝口紀子さん。（拍手）

バルセロナ・オリンピック女子柔道メダリストとして、かつ、大学の教育者としての柔道の視点から発言をいただきます。

続いて、文部科学省競技スポーツ課長の杉浦久弘さん。（拍手）

杉浦（文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長） よろしく申し上げます。

司会（菅原） ホットな話題であります第三者委員会あるいはスポーツ行政の観点から発言いただく予定でございます。

隣が、日本スポーツ仲裁機構の道垣内正人さん。（拍手）

先ほど基調講演で話されましたけれども、法律家としてスポーツ仲裁に携わってきた視点から発言をいただくということにしております。

ここで、シンポの進行について、一言述べさせていただきます。お手元の配布資料をご参考に願えればと思います。

今年は、公立高校の体罰、高校生の自殺事件だとか、15名の女子柔道選手のアスリートが暴力コーチの告発、あるいはセクハラ事件など、スポーツ体罰、セクハラ、本当に報道が続きました。スポーツのフェアプレーはどこに行ったのか、残念な現状にあると言っていいと思いますね。

ご承知のとおり、今、スポーツ界はコンプライアンス。通常、我々は法令順守という言葉で言いますが、その問題と、スポーツ団体のガバナンス、組織の統治。組織をしっかりさせる、民主的な仕組みを確立していかなければならないというガバナンスの問題。まさに、その辺が疑問とされて、スポーツの自治、スポーツの自由といったのはどうなったんだと問われているような時代だろうと思います。

本シンポジウムの中では、2011年8月に施行されたスポーツ基本法が議員立法でできまして、スポーツ権という新しい法概念が生まれてきているわけです。その内容の中で、スポーツとは何かというのが、まさに問われているわけであります。

基本法の前文では、一つとして、スポーツは世界共通の人類の文化であること。スポーツは競技運動で健康の増進、精神的な充足、自立心が獲得できるんだということ。スポーツは他者の尊重、公正さと規律を学び、人格の形成に大きな影響を及ぼすんだということ。スポーツはコミュニケーションを形成し、地域の活力を醸成すると。スポーツは障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行い、かつ全てのスポーツを行う者に対し、不当な差別的取り扱いはしない。さまざまな理念、すばらしい言葉が書いてあるわけです。

さらに、スポーツを通じて豊かな生活を営むということは我々の権利であって、2020年、東京オリンピックが開催されるわけですが、世界の人々の目が日本に注がれる時代。この時代に、どう我々弁護士会も取り組んでいくのかということであります。

まず、本日のパネルディスカッションは、各パネリストの視点から論議の題材として、さまざまな問題点の指摘を受けたいと思います。パネリストの発言と会場発言も含め、ディスカッションを通じて、スポーツ界の不透明さの中で、何が問題で、とりわけ法の支配というものをいかにスポーツ界に浸透させ、かつ、スポーツ人の心の中にすくとんと落ちる。こういうようなものにしていきたいなと考えています。

例えば、現在、日本スポーツ法学会で議論されているインテグリティの確保という言葉も議論されています。どういうことかと言いますと、高潔高邁なスポーツの形成だということです。そういう中で、弁護士がいかなる役割、行動をとるべきか。この2時間ほどのシンポジウムを通じて考えていきたいと思います。

途中、10分ほど休憩を入れます。会場から幾つかの発言と質疑応答も含めまして進めてまいりますので、会場の皆様、ご協力、よろしく願いいたします。

それでは、パネリストの皆様方に、おおむね約5分から10分の間、お時間をお渡ししますので、自己紹介も含めまして発言いただければと思います。みずから所属するスポーツの関連部

署でどういう状況にあるかということをお話していただく。特にスポーツの夢ですよね。そういうものも話していただけたらありがたいなと。

自分の描くスポーツの理想，それと現実。このギャップの大きさ。この辺のところをどう埋めたらいいのかということの考えも出していただければと。さらに，弁護士の役割など，ヒントとなるようなものも触れていただければ助かるというふうに考えております。

では，進行してまいりますので，順次発言いただきます。

最初に，私の右隣におります青木秀憲さん。よろしくお願いいたします。（拍手）

青木（開成高校野球部監督） 東京にございます開成高校の野球部の監督の青木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

ちょっと着席にて失礼させていただきます。

今，非常に過大な期待を持って私にマイクが回ってきたんですけれども，実は，私は別に教育界ですとか，それから野球界を何か代表するような立場にいる人間ではございません。高校野球の監督をしておりますけれども，地区予選で1回か2回勝てば，まあいいかなんていうようなレベルの学校での指導をしておりますので，言ってみれば，野球界においては最底辺にいる指導者の一人であるというふうにお考えいただければと思います。

また，本日はこのような非常に大きな会にお招きいただきまして，ありがとうございます。大学受験をしたときには，法学部を滑った私がこういう席にいるというのは，非常に何か申しわけない気持ちでいっぱいなんですけれども，精いっぱいお話をさせていただきたいと思っております。

現場におります指導者の一人といたしまして，大阪で起こりましたあの事件というのは，非常に考えるところの多い事件でありました。率直に申し上げますと，まず絶対に許されないと，これはもう間違いなく言えることであります。

最初に感じたことは，なぜ部をやめることができなかつたんだろうというところでもあります。恐らく，そのスポーツに携わっている指導者，選手，そのスポーツに携わることが，自分の身分に大きく影響してくるような人たちですと，やめるという選択は簡単にはとれないのではないかと思います。

私は日ごろ自分のところの生徒を指導していて，決して嫌になって無理して最後まで続ける必要はないよということをはっきりと生徒に言ってしまいます。やはり，まず楽しい，自分がこれをやりたいというのが大前提で，そのスポーツをやってくれる。その手助けを僕がする。一度，一生懸命やりたいというふうに意志を持った以上は，できる限りのことをこちらも積極

的にやっていきたいと思っていますけれども、意志を失ってしまって、やらされているとか、あるいは非常に嫌な思いをしながら続けていくということは、僕はそこまで無理をしなくていいんだよということを言っています。ですから、命を絶つところまで追い詰められて、しかもやめるという選択肢をとることができなかったということに対して、何か我々、責任を感じなければいけないのかなというふうに思った次第であります。

実は、これは私の個人の感想なんですけれども、負けてはいけないとか、ミスをしてはいけないという競技形態というのは、どうも抑圧的な環境を非常に生みやすいのかななどと思っております。ですから、高校野球の関係者がこんなことを言うのは何なんですけれども、やっぱり甲子園と違って絶対だめなんだと思うんですよね。膨大な数の学校が参加するトーナメントの試合。ミスをしたら負けである、失敗をしたら負けであるというような競技形態ですと、どうしても指導する側というのは、そのミスをさせてはいけない、すきがあってはいけないという物の言い方、指導の仕方にどうしてもなってしまうのではないかと。

本当は、野球なんていう競技はミスをかなり容認してくれる競技。よく言われますよね、バッターは7割失敗して一流打者である。ピッチャーも、その日投げる100球、150球の中で、全部の球が自分の思ったとおりに投げられるなんてことはなくて、失敗をして打たれることも前提にしながら、どうやって勝つかなどということを考える競技であります。

ですから、ミスをするということ、負けてもいいんだということを、どれだけ子どもたちに伝えていけるのかということ、ひとつ考え直さなければいけないのかなというふうに、今回のその事件から私は少し感じております。

それから、2つ目、それに関連して感じたことなんですけれども、それをきっかけにして体罰に関する議論が非常に強まってまいりました。当然、もう暴力行為とも言えるような非常に悪質な行為というのは、これは絶対に許されないというのは当然なんですけれども、実は一方で、今度は、ごく普通の一般の指導者の方が、周りの目であったりとか、それからそういったいろんな告発であったりとか、そういったものを非常に恐れて委縮しているという空気も非常に私は感じます。特に、中学校や高等学校のいわゆる部活動の現場では、非常にそれを強く感じていて、中には全く指導が行き届かない。何を言ったらいいかわからない。

先日、剣道部の先生にお話をお聞きしたところ、ある中学生の剣道部員が、先生から、剣道ですから非常に礼儀を重んじるわけですが、そこがなっていないということを注意されたところ、小手を投げ返してぶつけたという例があったそうです。それに対しても、やはりどう注意していいかというのは一瞬ちゅうちょするというようなお話を聞きました。これはもしかした

らかなり極端な事例かもしれませんが、現場の非常に底辺のところでは、こういうことも一方で反動として起こってきているというところ。

これはスポーツの現場に限らず、今、私も携わっております初等、中等教育の現場でもちょっと起こっているところ。先生がすぐに、悪いことが起こったときに、それをびしっと叱ることができないという状況は、体罰や暴力行為が、これはよくないということの対極の部分でちょっと問題になっているなという気がしております。

最後にもう一点、この体罰議論の中で私が非常にちょっと違和感を感じているところ、気持ち悪さを感じているところを申し上げて、私の話の締めとさせていただきますが、特にこれは野球の世界なんかもそうなんですけれども、それまでいわゆる体罰や暴力行為を実際に実行、容認、黙認をしてきた人たちが、今回の事件をきっかけにして、こぞって手のひらを返して、急に正論を言い始めたという感じがいたします。

もちろん、例えば組織を刷新するに当たって、そういう方たちが全くいなくなって新しい人が入って組織を立て直していくということであるならば、私はいいかなと思うんですけれども、ちょっと感じるのは、みんな周りの目をかなり気にして、急に、いわゆる手のひら返しという言葉で今、僕は使いましたけれども、本当に体罰が悪いんだということを心から思っているのではなくて、周りからの目をとても気にして、正論をとりあえず表向きは言っているという気がしてなりません。ですから、このままでは余り何も大きな変革というのは起こらないのではないかと。

考えてみますと、日本において、例えばテレビドラマ、アニメーション、それから実際のスポーツを取り巻くドキュメントなどでは、例えば鉄拳制裁、そして、それをもとに構築された信頼関係といったようなものを美談として語るような風潮があったのではないかなと思っています。

こうした土壌そのものが残っている限り、なかなか小手先の変革では大きな問題の解決にはつながらないのではないかなというところが、一つ、私がずっと心配の種としてしているところです。実際に、じゃ、どう解決するのかと言われても、こういった大きな土壌、昔からの文化的な背景といったものが原因にありますので、簡単に解決策などというのは見つからないんですけれども、こういった席上でのお話し合い、意見の交換を通じて、何か糸口になるものが出てくればいいかなと、私は思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。（拍手）

司会（菅原） ありがとうございます。

手のひら返したように土壌が変わるかというご発言で、後でいろんなご意見を伺いたいと思います。

続きまして、鈴木秀典さん、お願いいたします。

鈴木（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長） 日本アンチ・ドーピング機構の鈴木でございます。本日は、このような会にお招きいただきまして、まことにありがとうございます。ぜひ、先生方のいろいろなご意見をお伺いしたいと思っております。

先ほど、今回の大きな目的は、体罰、セクハラ問題、これにかかわることをどのようにガバナンスしていくかということであるというお話がございましたけれども、この体罰、セクハラと、我々の行っているドーピング違反を取り締まる、すなわちドーピング問題、これは全て共通するというふうに考えております。

すなわち、スポーツの透明性、それから公平性、公正性、これらを守るという点で共通するという点で、この席に出させていただいているというふうに考えております。これは、とりもなおさずスポーツの持つ社会的価値、まさに先ほど菅原先生がおっしゃったスポーツ基本法に出ていることでございますけれども、これを守るということが、我々のそれぞれの立場で課されたことではないかというふうに考えている次第でございます。

先ほど、ドーピング問題の取り扱いが非常に今後の第三者委員会等の設立に参考になるということで、道垣内先生のほうから法整備的な問題をいろいろお教えいただきました。それと関連しまして、それでは、アンチ・ドーピングすなわちドーピングを防止する活動というのはどのように取り組まれているのかということにつきまして、ご存じのない先生方もいらっしゃるかと思います、その部分について私のほうから簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

実際、現在、世界で行われているのは、世界ドーピング防止機関、といいまして、WADAと略しますけれども、ここが中心にといいますか、唯一の取り締まる組織というふうになっています。そのもとで、日本でそれを行う唯一の機関として、我々、日本アンチ・ドーピング機構がでございます。

歴史は意外と新しゅうございまして、1999年にこのWADAが設立されまして、JADAが設立されましたのは2001年でございます。それまでのスポーツ界は、それぞれの競技で独自のルール、それから独自の禁止薬物というものを持っておりまして、それではいけないということで統一されてできたのが、このWADAという組織でございます。

この組織は非常にユニークでございまして、フィフティ・フィフティすなわち、半分が世界の政府機関、半分がスポーツ関連団体、その中には国際オリンピック委員会も入りますけ

れども、そのように対等の形で貢献をすることによって始まったということでございます。

それから、全てのスポーツ団体にとって共通のルールと、この話題に関連したということが前提につきますけれども、全て統一したルールに基づいて行っているということでございます。すなわち、何が禁止の物質であるかということに関しまして、柔道からテニスから全て同じルールで行っているというのが特徴ではないかというふうに思っています。

その特徴を生かしまして、毎年、これはいけないという物質、それを禁止表と申しますけれども、これが出ております。これは毎年改定されます。それに基づきまして、どの薬が違反である、違反ではないかということが取り締まられております。

我々の活動は、大きく分けて2つございます。一つは、今申し上げました禁止表というものに基づきまして、アスリート、選手の方から尿検体を提出いただいて調べるということで、違反物質を検出して、それに基づいて制裁等に進むということが一つでございます。最近、この尿検査もさらに進みまして、血液を調べてその変化を見るという方法も加わり、新たな検出方法に向けて進んでおります。

それから二つめは、検査だけではなくて、どのようにしてドーピングが行われない環境を作るかということにも腐心をしております。そのためには、一つは教育でありますし、一つはその環境づくりになります。

環境づくりにつきましては、日本では、例えばいろいろな競技会で我々が出向いて行って、アウトリーチと呼んでおりますけれども、教育をしております。また、本年度から高等学校教育におきましては、教育のカリキュラムの中にこのアンチ・ドーピング教育というものをオリンピック教育と一緒に入れていただいております。

それから、やはり薬ですので、薬剤師の先生方の中で、特にアンチ・ドーピングや、禁止表の物質に詳しい先生方を、育てるということで、日本薬剤師会様と一緒に、スポーツファーマシストという制度を2009年から立ち上げております。

それから、現在、新薬が非常に出回ってきております。新たな物質がドーピングの物質として取り上げられていますので、最近では日本製薬団体連合会様と共同宣言を、この2013年ですけれども、出させていただきます。

このような活動を通じまして、大体、年間約5,000検体調べておりますけれども、その中で約0.1%ぐらいの陽性という、世界と比べると10分の1ぐらいという、状況であります。

では、日本は大丈夫なのかというと、そうでもないというのが我々の危惧でございます。

先ほど、午前中のシークマン博士のご講演にもありましたように、薬の不正取引等、そうい

った問題が世界では発生しております。なおかつインターネットが現在、盛んになりまして、どんな薬でも自分のコンピュータから買うことができるという、非常に大変な情報社会になっております。これらを受けまして、日本でも安穩としていられないということございまして、ぜひ、これにつきましては、我々も今後新たな取り組みをしていかなければいけないと思います。

ガバナンスということに関しまして最後に申し上げさせていただきますと、我々が行っている、このシステムとしていい点と考えますのは、一つは、先ほど申しましたようにルールが世界で統一化されているということ。そのルールの中には、どのような違反にはどういうふうにしたらいいかという、この違反の取り扱いも統一化されているということ。

それから、その制裁の手段、これも取り扱いが統一化されているということ。我々が見つけた、それをパネルというところで、それについて本当に違反なのか、そうではないのか、違反であればどのぐらいの制裁であるのかをご判断いただく。このパネルには弁護士の先生方に入ってもらっていますけれども、そういう我々とは独立した機関、組織で判断していただく。その結果について不服であれば、我々も訴えられるし、そして選手側も訴えられるという、こういうシステムを持っている。この3つの点は、非常に透明性が高いのではないかとこのように自負をしております。

幾つか問題点はございますけれども、さらに今後、このアンチ・ドーピング活動を進めていきたいと思っております。

ありがとうございました。（拍手）

司会（菅原） どうもありがとうございます。

意外と最近では、日本人選手もドーピングで摘発される例がふえてきているというようなことも伺っておりますし、国際社会ではまず、アンチ・ドーピングが第一の議題になるということのようであります。

続きまして、福田正博さん、お願いいたします。

福田（サッカー元日本代表、サッカー解説者） 福田です。よろしくお願いします。

僕は、プロのサッカー選手として、36歳まで、そして引退後はメディアの方で活動して、また現場に戻り、浦和レッズというクラブで3年間コーチを務めました。今日はプレーヤーという立場、指導者という立場、メディアという立場から見てきたサッカー界とそれを取り巻く環境についてお話していきたいと思っております。

この体罰というトピックについてですが、僕は今47歳なのですが、僕が育ってきた環境というのは、間違いなく漫画で言えばスポ根の世界でした。僕も忍耐とか我慢とか、そういう苦労

を経験しなければ上達できないという考えのもとそういう指導を受けて育ってきた一人です。ただ、そういう考えが正しいかと聞かれたら、僕は決してそれを肯定しないと思います。どちらかというと、間違っていたというふうに思いますが、その中でも唯一よかったと言えることは、「スポ根」の環境の中でも暴力を受けることはなかったという点です。たまたまそういう方針の指導者に会えたので、暴力を振るわれることはなかったのですが、それでもかなり理不尽なトレーニングや、今考えるとちょっとぞっとするようなトレーニングはたくさんしてきました。暴力を受けなかったということが、本当に唯一の救いだったと思います。

先ほどある方とお話ししたときに、言葉の暴力は受けなかったんですかという質問を受けました。言葉の暴力は、もしかしたら受けていたのかもしれませんが、僕自身がそういうふうには感じていなかったもので、厳しい言葉をもらっていたとしても、それが原因で悩んだりパフォーマンスが落ちたりということはありませんでした。そういう意味では、いい環境でスポーツをやらせてもらっていたのかなというふうに思っています。

では、ここからは指導者のことについて少し話をしていきたいと思います。このところスポーツ界でいろいろな問題が起きていますが、指導者に最低限の専門的知識というものが少し欠けているのが原因の一つなのではないかというふうに感じています。

サッカー界はプロができて20年前にJリーグがスタートしましたが、その頃から指導者の育成ということに非常に力を入れています。ライセンス制という制度が取り入れられていまして、D、C、B、A、Sという5つのカテゴリーが設けられています。その各カテゴリーのライセンスを持っていないとプロチームの監督はできないという仕組みになっています。サッカーがプロ化するにあたって、ドイツ等のサッカー先進国を見本に、そういう制度も取り入れてやっていたのだと思います。まだまだ、全て行き届いているというふうには思いませんが、多分ほかの日本の競技団体と比べると、指導者の育成の部分に関して言うと、サッカー協会はかなり先駆けて取り組んでいるスポーツ団体なのではないかと思います。

サッカーの世界では、プレーヤー、いいプレーヤー、プレーをすることとその指導をすることは全く別のものだという認識が非常に強いです。僕も日本代表でプレーしていた経験がありますが、やはり引退したときに、そのままもし、指導の勉強を何もせずに指導をしていたら、多分間違った指導をしていただろうと思います。トップレベルでやっていればやっているほど、自分の経験が全てになってしまう傾向があります。なぜかというと、自分はこうやって厳しいトレーニングをしてきたからここまでこられたという自信を持っていますし、実際にそれくらいに思っていないとトップレベルのプレーヤーにはなっていけないですからね。

日本のスポーツ界においては、いいプレーヤーだったからという理由で、そのまま指導者になってしまうケースが多く見られます。ただ僕は、プレーの経験と指導というのは全く関係ないと思うんですね。日本代表のザッケローニ監督は、実はプロの選手としての経験はありません。彼は17歳で病気をするまでは、町のクラブでサッカーをしていたようですが、サッカーをやめた後はイタリアの場合はいろいろな制度の問題もありますけれども、おそらく、独学でいろんなことを勉強して、経験を積んで今の地位に立っているのだと思います。だから、指導者とプレーヤーというのは、仕事として、また、そこで求められるものが全く別物だということが言えると思います。

先ほどもお話ししたとおり、僕はたまたま暴力的な指導を受けるようなことはありませんでしたが、もしかしたらそういう指導を受けながらもトップレベルまで行く選手がいるのかもしれない。そういう根拠の無い“経験”だけの指導や、暴力的・高圧的な指導を受けてきた子ども達が指導者という立場になった時どういう指導をするかといえば、自分達が受けてきたことと同じような方法で指導をしていくのだと思います。そういう意味でも、まず指導者としてのベースを整えるための勉強をする必要があると思います。

サッカーの世界では、プレーと指導が全く別物と言うことが広く認識されていますし、僕も指導者の勉強をする中でそのことを強く実感しました。そういう認識をしっかりと持って指導しなければいけないということを考えさせられるきっかけというのを、その指導者のライセンス制度が与えることができ、そしてその“きっかけ”は多分、指導者として成長していくために必要なものになってくると思います。

ただ、僕はライセンスを取ったからといって、必ずしもいい指導者になれるとは決して思いません。サッカー界のライセンス制度がすごいとか何とかと言っているように聞こえるかもしれませんが、当然、いろいろな問題があります。S級を持っている指導者でも、暴力を含めいろいろな問題を起こした人もいますし、必ずしもそのライセンスを取ればいいんだということではなく、ただ、経験だけで物事を教えていく、指導していくということが非常に危険だということを気付かせるためにも、まず指導者のライセンス制度のようなものを取り入れていくことが重要なのではないかと思います。

日本のほとんどのスポーツの場合、そういった指導者のライセンス制度がまずない。学校教育で、そのスポーツの専門ではない人が顧問になったりすることもあります。実は僕の姉も高校の教師なのですが、以前はバドミントン部の顧問をしていて、学校を移って、今はなぜか女子サッカー部の顧問をしているようです。僕の知る限りでは、専門的な知識は一切持っていない

いはずです。果たしてそれで指導ができるのか指導を見たことがないのでわかりませんが、学校の先生になるには国家試験を受けて、いろいろな勉強をして、専門的なことを教えるのにもかかわらず、スポーツに関しては何も知識がなくとも教えられるというのは、非常に間違いが起りやすい状況ではないのかというふうに思うんですね。

スポーツも勉強も、指導するにあたり、やはり専門的な知識というのはすごく重要だと僕は思います。日本にJリーグができて、プロが存在することによって、海外から多くの指導者が来ました。彼らから受ける影響というのは非常に大きく、これまでは、日本の指導というのはどちらかというが高圧的にこれをやれと指示し、選手たちはそれに従うという感じでしたが、ヨーロッパの指導では、まずは選手たちが自主的にやれるような環境をどうやって作るか、モチベーションを持たせるためにどうするか、そういった部分をいろいろ考えます。

日本のサッカー界もプロができるまでは、これはすべての方とは言いませんが、指導者があまり選手の目線で考えることをしてこなかったように感じます。なぜならば、選手たちは指示をすればそれに従い一生懸命やるからですね。しかし、指導者の指示だけで選手の技術力や競争力を伸ばそうと思うと限界があると思います。サッカーとは、規則どおりにやれば伸びるといふスポーツではないんですね。いかに選手たちに自主的に考えさせるかということ工夫するのが指導者の役目だということ、その指導者のライセンス講習で教わるわけです。

選手に考えさせるためには、指導者がどれだけ多くの時間を費やして考えるかが重要になります。指導者が考えていなければ、選手たちが考えることは一切ないだろうと。そのぐらい、指導をするということは責任もありますし、いろんなことを考え、準備してやっていかなければいけないと思います。

そういう気付きのきっかけというのをもう少し各競技団体が取り入れていくことで、少しでも間違いを少なくしていくことができるのではないかと思います。

まず、指導者になるということは責任を負うことだし、サッカー界では、学ぶことをやめたら指導者をやめなさいという言葉があるぐらい、常に学び続けなければいけません。時代の移り変わりもありますし、子どもたちにもいろいろな変化があります。そういうものに対応していかなければいけないんですね。ですから指導者のライセンスを一度取ったからといって、それでいいわけではないです。必ず何年かのうちに講習を受ける義務があります。そういう講習を受けながら、サッカー界も時代も動いていますから、そういう動きや変化を理解しながら指導方法も変えていかなければいけないということのメッセージだと思うんですね。やはり指導者というのは、日々準備をして勉強をしていかないと、指導をしていくことは難しいのかなと

いうふうに思います。

情熱があればあるほど、多分問題が起こりやすいと思います。情熱というのは多分ゼロから100のプラスしかないと思うんですよ。情熱があるか、すごくあるか。マイナスはない。ただ、知識に関して言うと、プラス100もあればマイナス100もあると思うんです。情熱と知識というのを掛けて、それが指導ということになってくるとと思いますが、情熱があつて、知識がもしマイナス100であれば、情熱があればあるほど誤った方向に行ってしまう。逆に正しい知識を持っていたとしても、情熱がゼロであれば掛けてもゼロですから問題は起こりにくくなります。情熱があるがために、間違った知識を持っていると不幸が生まれてしまうのかな。そういう意味では、しっかりとした知識を、指導者としての最低限の知識を身につけさせる仕組み、そういう制度というものがもしかしたらあれば、もっと間違いが少なくなっていくのかなというふうに思っています。（拍手）

司会（菅原） ありがとうございます。

本当に、今日は指導者研修も兼ねているということで、極めて熱のこもった、経験主義は間違いだよということをお話しいただきました。

私は溝口先生と会うときに、紅一点ですけれども、先生の話というのは本当に、あねご肌っておかしいんですけれども、いろんな意味でみんなに力強いものを与えるんだと思います。

申しわけありません。溝口さん、よろしくお願いします。

溝口（静岡文化芸術大学准教授） 失礼いたします。もうあねご肌というか、ずばり今日も発言していきたいと思います。

まずもって、登壇させていただく機会をいただきまして、お礼を申し上げます。

そして、一連の全柔連の不祥事では、皆様にご心配とご迷惑をおかけしまして、深く関係者としておわび申し上げます。今日は、その全柔連の事件を振り返りながら、スポーツのガバナンスについて、皆様と意見を交わしていきたいと思います。

司会（菅原） 先生、着席でいいです。

溝口（静岡文化芸術大学准教授） 失礼いたします。

私の論点は3つでございます。

1つは、全柔連の不祥事の説明、2つめにその不祥事が起きるその体質ですね。「男たちの柔道ムラと言っているんですけれども、そして、3つめにそれに対するこれからの対策というものを、この3つに対してお時間をいただいております。

まず、スポーツ関係者にとってうれしかったことは、最近、やはり東京オリンピックの招致

が成功したことだと思います。そのときに、私自身は、長年の東京にオリンピックを迎えられる、日本にオリンピックを迎えられるんだという、オリンピック人としてうれしいという気持ち以上に、これで、全柔連のハラスメントを告発した15人が魔女扱いにならなくてよかったなと思いました。これで負けてしまったら、倍返しじゃないですけども、さらに報復が待っているんじゃないかと本当に心配していたんですけども、招致が決まって胸をなでおろしたところでございます。

今回のスポーツ団体のガバナンスの見直しというのも、一つは大阪の桜宮高校の生徒の暴力を受けた自殺、そして全柔連女子柔道の15人の告発に端を発するものだと思います。

この事件で、この15人の問題がこれだけの騒動になったというのは、一つ、時代が押す力があつたのではないかと。それは、暴力に対する価値観の変化、社会的秩序というものが変わってきたんじゃないかなと思います。

そして、それだけではなく、この15人を山口香さんがサポートしたんですけども、改めて、賢明だなと、正直思いました。それは、メディアの力と弁護士を利用したことです。今もって15人の名前、皆さん知っていますか。知らないですよ。私も実は、一部の人しか知らないです。フルメンバーは誰なのか正直知らないです。瞠目したのは辻口弁護士を代理人にして、あの名文を出したこと。ここだけの話、あの選手たちでこれだけの名文を書けるかなと思ったんですけども、弁護士の力があってこそ、あれだけの名文を書き上げて、一切顔を出さずに監督そして強化理事、コーチをやめさせた。本当にすごい騒動だったなと思いました。

それにとどまらず、杉浦さんがいらっしやる中で言いつらいんですけども、この件はその後、公金不正といふかねてから強化費の不正公金が行われたという内部告発がありました。そして次にわいせつ行為ですね。全柔連理事、都柔連の会長のわいせつ行為があつたということです。これは私自身が直接受けまして、これも、このときに境田弁護士を代理人にして、都柔連、全柔連と対峙していくんですけども、ここでも被害女性の名前が挙がっていないと思います。被害者は女子選手ですね。女子選手であり連盟の関係者でもあるんですけども、非常にこういった閉塞的な中で事件は起こりました。今、やはりこの15人の告発をきっかけに不祥事が出てきたということが、ちょうど時代が押す力なのか、何かの節目ではないかと思います。当時、東京オリンピックの招致もありました。ある意味、毒なりうみを出し切りたいという我々柔道家の一つの思いがあつたのかなと思います。

2点目の論点で、そういったスポーツ界の体質、柔道の体質について話していきたいと思います。じゃ、なぜこれまでそういったものが顕在化できてこなかったのかという点なんですけ

れども、非常に柔道界は、ファミリー的なんですね。言い換えれば非常に絆が強い。

例えば、柔道では、バンバン投げたり締めたり関節とったり、それは日常ではあり得ないですよ。それだけ投げ合っても、練習終わったら、はい、終わり、飲みに行こうとか、それだけ痛い思いをさせられたりさせたりしているんですけれども、練習終わったら終わり、きつい練習を受けても先生ありがとうございましたというような関係なんです。一見非常に友好的なというか良好な関係が築かれていると思いがちなんですけれども、これが一つボタンのかけ違いが起こると、愛憎劇に変わる。愛情が憎しみに変わってしまう。そして、非常に閉塞的な世界です。

もう一つ言うと、柔道界には段位制というものがあります。剣道にもあると思うんですけれども、これが非常に封建的で、先ほど福田さんのサッカーのお話を聞くと、非常に柔道から見ると前衛的です。柔道界では上に物を申せられない体質があります。道垣内先生から最初に訴えられた千葉すずさんのスポーツ仲裁機構の話が出ましたけれども、最初に訴えられた千葉すずさんが、我々スポーツ人にとっては、よく訴えたなという気持ちなんですね。

私、実はアトランタ・オリンピックのときチャーター機の飛行機で千葉すずさんの隣だったんですね。当時のすずちゃんは、この自由奔放な私以上に当時、目立っていましたよね。ずばりコーチにも言いますし、選手にも、自由奔放というか自由に思ったことを言うし、私にとっては非常に気持ちのいい選手でした。けれども、明らかに浮いていましたね、水泳の中では。だからこそ私みたいなちょっと変わり者と気があったのかもしれないですね。あの事件があったときに、千葉すずさんは調停し、残念ながら選考結果は変わらなかったですけれども、連盟が事前に選考基準を出すという新しい流れを作ってもらったと思うんです。その一方で選手という立場では、やっぱり組織には勝てないなと正直思いました。連盟と戦うとなると名前が出てしまう。匿名ではできないという一つの怖さも覚えたと思うんですね。

それはやはり、スポーツ界が持つ独特なムラ社会、閉塞的な社会があって、柔道は特に高段者には文句が言えないし、選考もそれまでは大きな所属じゃないとやはり選んでもらえないんじゃないかとか、そういうような雰囲気がありました。

秩序以上に柔道界、スポーツ界が大事にすることは、結果を出すことです。勝つことで全てが許される。先ほど鈴木さんがおっしゃったドーピングは秩序違反ということだったんですけれども、セクハラも暴力も秩序違反じゃないかと思います。でも、セクハラや暴力という秩序違反を、勝利することでもみ消すことができるんですよ、スポーツ界。すなわち勝利偏重主義です。そういう考えが常に我々の中にあって勝つことですべてが許される、それが今回の内

柴元選手のわいせつ事件とか、スポーツ界の不祥事にもつながってってしまったのではないか。

行き過ぎた勝利至上主義によって暴力問題とか、なかなか声が上がってこなかった。女子だけでなくこれまで男子の暴力もっとひどかったです。全柔連の強化選手とか所属で。

このたび内閣府の勧告があって、全柔連、上村会長が退任されて新しい宗岡会長になりましたが今度は男子、天理大学とか相原中などの強豪校の不祥事が顕在化してきました。強豪校には暴力の体質というのが出てきました。皆さん、柔道の体質ってやっぱり根深いと思われているかもしれませんが、これは今まで顕在化できていなかったものが本当に内部で体質改善しようという一つのあらわれだと思っています。むしろ本当の改革はこれからじゃないかなと思っています。

最後に対策なんですけれども、実はちょっと宣伝も兼ねさせていただきます。できたてほやほやで、私もきのう出版社から見本と言って1部いただいたんですけれども、このたび全柔連の不祥事だけではなくて、なぜ女子柔道家が声を上げたのかということに関して、女子柔道の歴史から、いつから差別されてきたんだということを含めて、ちょっと本にしてみました。

なぜ本にしたかというのは、男のムラ社会の体質を変えることが全柔連の改革だと思い、歴史を精査することで意識改革を促したいと思いました。もう一つの改善策はやっぱりシステムやスキームのところ、道垣内先生がおっしゃったように第三者委員会の設立だと思います。仲裁機構よりももっと身近なハードルが低いところで、よろず屋、スポーツ弁護士団みたいなのがあったり、カウンセラーとかあったりすると問題が重大化するまえに冷静に解決できるのではないかと思います。そういう飛び込みやすさということも大事だと思います。なにより我々スポーツ指導者とか選手たちの考え方、意識を改革しないと、やはりこの潜在的な暴力とかセクハラとかという問題を解決しないと思うんですね。

福田さんが先ほどおっしゃった、指導者にはスポーツ科学、社会的モラルを持った人であり、スポーツ科学の知識がある人というものが求められていると思います。その通りだと思います。

そして、もう一つ、特に女性って弱者であって、この中でも一応、紅一点私だけ、危険人物と言う意味で黄色かもしれませんが、この場でも女性一人です。そういう意味でもまだ女性が声上げにくいんですね。それはどうしてかということ、やはりスポーツ自体が男たちのムラ社会が蓄積されたシステムであって、柔道だけじゃなくてほかの競技団体もまだ声上げられないと思うんですね。男たちのムラ社会と構造というのを、男たちの目線で作られ、男の目線で作られてきたスポーツの歴史というものから改めて見直して、その男たちのムラ社会

をロジックで解体したい。それが、この本を私が書いた理由でもあります。本当の女性たちの生の声を拾い集めていますので、ぜひ、来週ぐらいには店頭に出るかとは思っていますので、読んでいただきたいと思います。

すみません、長くなってしまいましたけれども、私からは以上の3つについてお話しさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

司会（菅原） スポーツ陣の意識改革を女性の立場からいつもの確に述べられる溝口さんでしたね。

ここで話をがらっと変えて、具体的な方策として、じゃ、第三者委員会どうかということを含めて、これから杉浦さんのほうに、パワーポイントを使いますので、お話をよろしくお願いたします。多少20分ぐらい結構でございますので。

杉浦（文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長） ありがとうございます。

今、ご紹介いただきました、競技スポーツ課長をしています杉浦と申します。今日は、こうした機会をいただきまして本当にありがとうございます。

先ほどから第三者相談・調査制度のお話が出てきておりますので、ちょっと私のほうから、今どのような検討をされているかということについて報告させていただきたいと思います。また、いろいろとご意見を頂戴したいと思います。お願いたします。

ちょっと1回、振り返りになります。先ほど溝口先生もお話しされていましたが、昨年、あるいは今年の1月からマスコミでも大きく取り上げられた女子柔道のナショナルチームにおきます、スポーツにおける暴力事件、これが契機であります。そのときに、その前に全柔連ですとかJOCとかにもいろいろ相談は行っていたということなんですけれども、どうもスポーツ界ではしっかり取り切れない、つかまえ切れない、つかみ切れない、対応できないといったまま、そのまま世の中でこの問題が取り上げられたという形になっています。

そして、マスコミの皆様とか、あるいは弁護士の先生方のお力をいただいて、やっと動き出したというのが、これ実態であります。ですから、スポーツ界にそもそも、こういうところを受けとめるところがないというのは一体何なんだというところが、やっぱり一番大きな問題でございます。

この事件が大きく出る前には、桜宮高校のバスケットボールの事件もありました。それら一連を踏まえまして、2月の頭に下村大臣から大臣メッセージという形でスポーツ指導のあり方を見直すということで、暴力一掃だという基本の方針が示されました。その後、JOCですと

か、あるいは教育委員会でも実態把握、調査をしながら、それと合わせる形で運動部活動での指導のガイドラインが5月に発表、それから7月にはスポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議での報告書の発表という形で、それぞれ部活ですとか指導者のことについても、これからあるべき姿が示されているところです。

これらいろいろな対策の一つとして出てまいりますのは、この第三者相談・調査制度でございます。先ほど申し上げたように、どこも受けとめるところがない、しかも匿名で本当に相談したいというときに、やはり自分の知っている人のところとか、あるいは自分の団体のところには言いにくいというのは、これは実態でございますので、それを受けるには、じゃ、どのような形がいいのかということで、第三者で中立的に見てくれるところをどこかスポーツ界、社会の中で作っておかなければということです。当時、オリンピック招致も動いていましたので、こんなことで日本のスポーツがこういう目で見られるのは大変ふがいないということで、しっかり対応しなければということもあり、当時の国会のほうでも議員立法で日本スポーツ振興センターの業務規定を少しいじりまして、改正しまして、こうした第三者の調査制度ができたときに、これに必要な支援を行うことができるという規定を設けたところです。

ただ、まだ実は、どういったような仕組みがいいのかというのは、その時点ですぐできるわけではございません。そこから実は産みの苦しみでもございまして、スポーツ界はもちろんですけれども、スポーツ法学会ですとか弁護士の先生方のお力を今、ずっといただきながら、議論をあちこちで重ねながら、今のところこういった形ができております。今、お見せしているような形になっています。

8月からは、文部科学省のほうでも調査研究協力者会議を立ち上げました。ここにいらっしゃる先生方の中にもいらっしゃっていますし、道垣内先生にも入っていただいていますけれども、いろんな方々から今、お知恵をいただいて、これを作っているというところでございます。

簡単に、まず。この図はこのとおりなんですけれども、中央競技団体ですとか日本オリンピック委員会それぞれにも窓口は作って対応しなければならないのは、もう言うまでもありませんが、先ほど申し上げたとおり、そこには言いにくいといったときに、日本スポーツ振興センターの中に、そうしたことを受けとめて相談に乗ってもらえるところを作ろうと。さらに、その中でも、ちょっとこれは本当に問題ではないかというものについては、事実調査にまで入り込み、さらには、そこでもおかしいというものがあれば、やはり勧告とかという形で出して、そして、それぞれのスポーツ団体にその対応を求める、促すといったような仕組みを作ろうというのが大きな流れでございます。

そのためにこういった形がいいのかというのはいろいろありましたが、概要をここにも簡単に書いてありますけれども、まず独立した職権によって相談とか調査の業務を行えるような、第三者相談・調査委員会というような形を設けたらどうかということでございます。国民生活センターの紛争解決委員会の仕組みと似たような形でございます。消費生活センターのほうと。第三者相談・調査委員会といった形でやる方法があるのではないかと。そのときに、専門家の方に来て入ってもらうわけですけれども、弁護士、臨床心理士などの公正中立な有識者に入ってくださいということが言われています。

この弁護士、臨床心理士の先生方に相談者からの相談を受けていただきまして、その結果を委員会に報告する。第三者委員会は、今のところ7人ぐらいかなとか5人ぐらいかなという議論をいろいろやっているところです。その委員会で協議いたしまして、その結果を踏まえて、これは必要だというものについては調査を行うという形を考えております。

そして、さらにその委員会では、調査の結果を踏まえて、必要に応じて助言、勧告。それからほかの機関、団体というのは、これは仲裁機構さんですとか、あるいは場合によってはもう警察とか、あるいはほかのいろいろなこういったことに対応してもらえるような社会の機関へ紹介したらどうかということでございます。

当面の利用対象なんですけれども、これはスポーツをやる人であれば皆、対象になってくるはずではございますけれども、いきなり立ち上げて、急にやっても、そのノウハウもやり方もこれからですし、どのメンバーでやるかもこれからです。東京で1個作ればそれで終わりというわけでは絶対にありませんので、各地にいろいろと展開しなければならないとなったり、いろいろ考えていきますと、すぐにはとてもではありませんけれども、作ってもばらばらになってしまいます。

やはり、こういった制度がいいかということをしつかり検証しながら、確かなものを作っていくませんと、社会の皆様にも納得してもらえないということがあります。当面ちょっと、当面の利用対象をトップアスリートにして、そこから事例を重ねながら展開を図っていくというのがよろしいのではないかと今、考えているところです。

ですので、当面ということではありますけれども、トップアスリートでJOCの強化指定選手、今回、問題となった選手のメンバーですとか、あるいはオリンピック・パラリンピックの代表選手ということで、過去は1年ぐらいさかのぼった形で見ようかということでございます。

取り扱う事案ですけれども、5番ですけれども、1、2、3とありますが、1は、もうこれはいわゆる暴力です。2は、これは言葉の暴力というか、あるいはセクハラ、パワハラといっ

たようなものでございます。ハラスメントです。3番目は、やっている選手にふさわしくない、その力を見たらちょっとやり過ぎというような、俗にいうかわいがりとか、そういったスポーツ指導のものを指すという3つでございます。

ただ、具体的に、こういった例でこういったことができるのか、そしてそれについて勧告するときに、こういった対応、処分というか、対策がいいのかということ、どう助言するかというのはこれからでございますので、そこについても、こういった形がいいかというのは今まさに、先ほど申し上げた調査研究者会議のほうで今、皆さんで相談して考えていただいているというところでございます。

ただ、いずれにしましても、このようにまだルールもこれからですし、ノウハウの確立もこれからでございますけれども、やはりこれを最終的に支えて、この制度を運用していく人が絶対重要でございます。そういったことができませんと、どんな制度を作っても動きませんので、意味がありません。そういった意味でもやはり紛争事案とかの処理、そしてこういったところでの議論にも長けておられる弁護士の先生方にも、ぜひぜひお力を貸していただきまして、この制度をしっかりとしたものにして立ち上げていくよう頑張っていきたいというふうに考えています。

ルールの確立と人ということですが、先ほどの道垣内先生のお話では、もう一つ、予算というのがございました。それも頑張らなければいけないと思っておりますが、とりあえずいいものを作らないと予算もつかないものですから、ちょっと初めは、当面の立ち上げは苦しいところがございますけれども、とにかくいいものを作り、皆から信頼されるものを作って、ここへ来れば何とかなるだろうというようなものをしっかり作ることで、事態を切り開きたいというふうに考えています。

私思うに、こういったのができてきたのも、先ほどから話が出ている、やっぱりスポーツ基本法の力って大きいんだらうな、と思います。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、スポーツ振興法のままだったら、こういう展開があったのかなという気がしないでもないんです。

やっぱりスポーツ基本法となって、アスリートの、何と申しますか、権利、それから体を動かすということの身体的な基本的な欲求、それをしっかりと社会の中でみんなが享受できるようにする。そういったものを真正面から捉えた法律になって、枠組みが変わってきているからじゃないかなと思います。

そういう意味では、この制度は、確かに日本スポーツ振興センターの中の一つの制度でしかないかもしれませんが、そういうことではなくて、私、実はスポーツの世界の中で、発

想の新しい法律というかルールができ始めていて、これが本当に社会とか生活をしっかりと支えてくれるようになるんじゃないかなという気がしておりますので、しっかりと頑張っていきたいと思っています。ぜひ皆様からもお知恵といろいろご助言、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（拍手）

司会（菅原） ありがとうございます。

スポーツ基本法を生かす道筋と申しますか、それを語っていただきました。

道垣内さん、どうでしょう。委員にもなっておられるということで、幾つか何かコメントがあれば、一言お願いしたいんですが。

道垣内（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構機構長） 私の言いたいことは先ほど申し上げました。今の杉浦課長のお話しに関連してですが、常設の第三者機関を作り、運営するのにどれくらいのお金がかかると算定されているのか、それをどこから持ってくる予定なのかということが大変重要です。しっかりした支えがないと仕組みは動きません。特に、いい人が事務局を就職先として頑張るといことがないと、この種のものはうまく動きませんし、継続性がありません。そういう人をちゃんと雇えるような仕組みを作ることがサステナブルな制度構築になると思います。そのためのお金のめぐりの仕方を何か工夫する必要があります。スポーツ界は多くの面でボランティア精神で支えられているというのは確かなんですけども、みんながみんなボランティアで生きていけるわけではないので、その中核になって制度を支える人が、そこで働きを生活の糧にできるような何か仕組みをみんなで考えないといけないなと思っております。

以上です。

司会（菅原） ありがとうございます。

もっとそれぞれに質問していきたいんですけども、一応、ここで10分間ほど休憩をとります。その間に、質問ある方は、質問回収用紙を準備しておりますので、入れていただいて、担当の委員のほうでそれを確保しながら、次のコーナーに進めてまいります。

質問等がありましたけれども意見の方は申しわけありませんが、質問のみに限らせていただきます。よろしく願いいたします。

（休 憩）

司会（菅原） それでは、これから後半の部を再開させていただきます。

今日の発言の中で、一つの論点としましては、スポーツ体罰と真のスポーツ指導、こういう

ものが語られましたので、これも一つのテーマとしてまいりたいと思っております。

それからもう一つは、先ほど出ました常設の第三者委員会。この点につきまして、いわば駆け込み寺ですね。そういうものをどうやるのかということでのテーマということで、2つのテーマにできるだけ絞りつつまいってまいります。

最初のテーマにつきましては、日弁連の子ども権利委員会というのがございます。今日は会場にお見えですので、一言二言お願いしたいと思っております。第一東京弁護士会、安藤さん、おられますでしょうか。マイクをお渡しくださいませんか。

安藤（第一東京弁護士会） 第一東京弁護士会所属の安藤尚徳と申します。本日は、パネリストの皆さん、貴重なご意見、拝聴できましてありがとうございます。

それです、その桜宮高校の事件なんですけれども、子ども権利委員会という立場からも、やはりこれは重大な問題というふうに捉えられていまして、一つは競争教育が問題ではないかと、こういうふうな議論が委員会内でなされています。

先ほど青木先生のほうがおっしゃったところで、なぜその子どもが部活動をやめられないのかと、こういうところに直結すると考えています。学校間競争、いわゆる学校選択制度のもとで学校間競争というのが激しくなってきた、部活動というのは知名度を上げるのに直結する手段に使われている。あとは、子どもだったり保護者だったりスポーツ推薦とかで大学進学あるいは就職、こういうものを競争社会に行くというところで、過大な競争が起こっているのではないかと、こういうふうに考えています。

あとは、教師の体罰というものを子どもが目にとると、それが指導者が指導と称していくということで、先輩から後輩へ、また、後輩からまたその後輩へというふうに流れていく。それを見た子どもたちが暴力も許されるんだということで、それがいじめにつながっていくんじゃないかという問題意識も持っています。

あとは、学校内でしたら顧問以外の担任の先生だとか、あるいは校長先生だとかがいるんですけれども、例えば地域のクラブチームに所属している子ども達というのは、やはりその指導者しか大人がいないというところで、これらの子どもたちに対するケアも必要ではないかというところで、オンブズパーソンだとか、あるいは弁護士が積極的に介入していく必要があるんじゃないかということで今、議論されていまして、子ども権利委員会としても、日弁連の意見書として体罰問題を意見書として出さなければいけないんじゃないかということで動いているんですけれども、なかなか虐待の問題であったり、あるいはいじめの問題と結びついて、その体罰プロパーの意見書が出せないでいろいろ議論が進んでいるところですので、ぜひ先生方、

皆さんの意見を、また委員会に持ち帰って議論させていただきたいと思います。

今日はありがとうございました。

司会（菅原） ありがとうございました。

では、今の点について青木さんと福田さんから、特に小学生のこととか学校のあれですので、一言お話しいただければと思います。

まず福田さんから。

司会（菅原） 子どもの教育を今、クラブチームなんかで教えている、小学生を教えるときに、自分はどういうふうに教えていきたい。そしてまた、暴力のないように教えるということであろうかと思うんですが。

福田（サッカー元日本代表、サッカー解説者） またサッカー界の話になってしまうんですが、指導において一番最初に言われるのは、プレーヤーズ・ファーストであるべきだということ。指導に困ったときにはプレーヤーズ・ファーストだと。

やはりプレーヤーが主役であって、指導者はあくまでもサポートをする。プレーヤーが技術を身につけたり人間として成長していくためのサポートをするのが、指導者の役割だと思えます。

それを、結果を早く出したいとか、いろんな状況があるのかもしれませんが、指示したことをやらせるという指導方法が取られがちです。指導者が忍耐強く、やっぱりその子のことを本当に考えて接してあげることが重要になってくると思います。

それと、もう一つは、忍耐とか苦しみとか我慢しているいろいろありますけれども、それは人それぞれによって感じ方が違うと思うんですね。一人一人に非常に細心の注意を払いながら、その子どもに応じた指導をしていくことがやはり重要なのかと思います。

そういう意味では、指導者は指導の前にまず、いろんな準備に時間を費やしてやっていかなければ、本当に大きな間違いが起きてしまう。ましてや子どもたちというのはいろんな夢を持っていますし、大人がちょっとした言葉でその夢を奪うことなんて、本当に簡単に起こりうると思います。そういう責任を負いながら、日々やっていく。それでも失敗はあるかもしれませんが、そういう気概でやっていく必要が指導者にはあるのかなというふうに僕は思っています。

司会（菅原） ありがとうございます。

じゃ、青木さん。

青木（開成高校野球部監督） 私は、先ほど福田さんのお話を聞いていて、非常に強く思ったことがあるんですが、そろそろスポーツ指導イコール、イコールといいますが、ほぼ二アリ

ーイコールだと思うんですけども、スポーツ指導ニアリーイコール教師という図式は、そろそろ何とかならないかなというふうに思っています。

そういった部活、これはちょっと中等教育、中学校とか高校とか、そういったところに限定しての話なんですけれども、やはりスポーツはスポーツとしてちゃんと勉強した方が、やはり指導すべきであろうと思います。

1人の方があるスポーツ団体を完全に掌握するような形で指導をしてしまうと、やはり歯どめがきかなくなるなんていうこともあると思うので、どうしてもそこにはもう一人ぐらい違う立場の人間が必要であろうと。僕の理想を申し上げますと、一つのそういった中学校、高校の団体に関しては、スポーツの指導ができる専門の方と学校の先生。この学校の先生は別に全くスポーツなんか正直なところ知らないという方でもいいのではないかなと思うんですけども、複数の目が入ることによって、多少何か改善するのかなと思っています。

今の現状では、何となく中学、高校というのは、学校の先生がスポーツの指導をするという風潮、部活動の顧問をするという空気がありますが、これはかなり現状ではちょっと無理を生じているのではないかなと思っています。

今、学校の先生に対して要求される仕事の幅というのがどんどん広がってしまっていて、いろんなことも夜中までやらなければならない中、部活動、自分の専門でもない、あるいは場合によってはほとんど興味もないようなところで生徒と接することがある。しかもそこで、場合によっては先生の側が非常に腹の立つような言動を生徒がしたなんてことになると、思わず手が出ちゃうなんてことが起こってしまいかねないわけですから、できればもっとそれぞれゆとりのある形で、先生は先生として全体的に俯瞰をするような見方、スポーツの指導をされる方は指導される方で、ちゃんと専門的な知識を、あるいは技術を生徒には伝えるというような、何かそういったような組織づくりというのができたらいいのかなというふうに感じております。

司会（菅原） ありがとうございます。

もう一つのテーマについて、愛知県弁護士会、酒井委員のほうから質問が来ておりますので、よろしくをお願いします。

酒井（愛知県弁護士会） 愛知県弁護士会の酒井です。

ちょっと先ほど、第三者委員会の関係、第三者機関の関係なんですけど、日弁連では企業の不祥事に関する第三者委員会ガイドラインというのを作ってございまして、これがもう3年ぐらい前にできていると思うんですけども、かなりいろんな企業で活用されているという実態があります。

そこは何か書かれているかといいますと、まずその組織の立ち上げ方、あるいは組織の構成、組織のあり方、そして運営の仕方、それからその調査、それからその公表というところまで、いろんなガイドラインが出ていますので、スポーツもそういった第三者機関を作るとすれば、その前にひとつガイドラインを作って、いろいろスポーツ団体に示すということも一つじゃないかと思います。

その点について、ちょっと。

司会（菅原） その点については、今の現在のパネリストの方に回答をいただくのはちょっとあれなので、白井委員おられますか。白井委員から回答するようにします。

白井（第二東京弁護士会） 第二東京弁護士会の白井です。

第三者委員会に関しては、いろいろ先ほど日弁連の企業関係の第三者委員会のガイドラインというのを作っています。その中の報告の中でも若干スポーツにかかわることが、その起草された方たちで書かれていますけれども、少しずつ第三者委員会というのはスポーツの世界でも設置されて、報告書が公表されているということがありますけれども、設置のされ方がいろいろあったり、調査の仕方もいろいろあったりということで、スポーツに合った形のガイドラインを作っていくということが必要かなと思っています。

先ほど杉浦課長からの話では、当初の予定はトップアスリートに限られると。多分、これはもう批判されるのはご承知で、まずは作りたいという話で、そこから始まるんだと思うんですね。そうした中で、実際にそういういろんな暴力問題も含めて、いろんなことの必要なのが、地方自治体とか学校とかいろんなところでそういう要望があるやにも聞いていますけれども、身の丈に合った、どういう形でやっていったらいいのかというようなスポーツ界の中に合ったガイドラインというのを、これから設置を予定したガイドラインを作っていくということが必要かと思っています。

それと、一言だけ、あと、その前にやっぱり弁護士としてはそういうことの協力をしていかなければいけないし、それからどういう相談があるのかという吸い上げも必要かと思うので、いろいろスポーツに関する苦情相談を弁護士のいろんなところで協力しながらやっていくというようなことも必要かと思っています。それがあって、第三者機関を常設的に作っていきこうという流れになるんじゃないかなと思っています。

以上です。

司会（菅原） 東京弁護士会の望月さんのほうから、各パネリストに幾つか暴力に関連して質問があるということですので、よろしくをお願いします。

望月（東京弁護士会） 今日貴重なお話ありがとうございました。東京弁護士会の望月でございます。

私は、日本スポーツ少年団の常任委員と日本体育協会の指導者講習の講師をやっている関係で、スポーツ指導者の方と多く話をする機会があります。私は青木さんがお話しされた「手のひら返し」について、手のひら返っているほうはまだいいと思うのです。少なくない指導者が、暴力でなければ強い選手を作れない。暴力がダメだというのは、しょせんスポーツの素人の法律家が言っているだけだろうと、心の中で思っているのが伝わってくる、そういう講習の場に何度も行っています。

心の中で思っているだけならまだいい方です。スポーツ指導における暴力の問題が大きく取り上げられていた3月に、日本体育協会が各競技団体の指導者養成の責任者を集めた会議がありました。ここで、ある競技団体の指導者養成の責任者は、何でこんな時期にこんなつまらない暴力をテーマにした会議をやらなければいけないのだと公然と発言して、私は椅子から転げ落ちそうになりました。まだそういうのがスポーツ界の現状だというふうに私は思っています。

率直に言って今は反暴力のほうが優勢のように見えるのですが、実態は全然違う。暴力を肯定する指導者・アスリートが多数派だと思っております。今この時期に何をしたら、暴力に頼ろうとする指導者を変えられると考えておられるのか、ぜひ現場にいる青木さんと福田さんと溝口さんに一言ずつ助言をいただきたいと思います。

司会（菅原） わかりました。

溝口さんからいきましょうか。

溝口（静岡文化芸術大学准教授） 私も、少しでも暴力を根絶しようと思っているんですけども、やはり今おっしゃったように現場では、暴力を否定する人もいれば肯定的な人も多いです。なぜかという、やはりそういう人たちは暴力で強くなったと思っているからです。

じゃ、暴力って何かっていうと、さっき言ったモラル違反なんですよ。そこから考え方を変えないと、暴力というのはドーピングと一緒に、ドーピングをみんなやれば、みんな成績上がるんですよ。その手段を使ってもいいんですかというところから。暴力を使えば効果はあるかもしれない。でも、それを人権を無視してもやるんですかというところから、やはり人権意識というところから変えていかないと、非常に難しいところではないかなと私自身は思います。

あとは、よく言われるのは、本当に溝口は暴力を受けていないのかきかれます。本当に受けていなくて、でも強くなれた。フランスでは世界チャンピオン、暴力なしで体罰ゼロでチャンピオン出ていますし、ヨーロッパとかでは。そういった事例というのは、日本ではまだまだ

少なく、とにかく今の指導者たち、福田さんが先ほどおっしゃっていましたが、やっぱり我々の世代ってスポ根で殴られる、暴力はトレーニングであるという図式だったんですけども、もうそれが今の時代、通用しない。上の世代の人たちがやはり形だけになってしまっていて、暴力はいけませんと口だけ言っているようにも思えます。まず「言っているあなたが暴力していましたよね」と突っ込みたい。そこからが始まりで、「自分は暴力していました、当時は若気の至りで指導不足でした」と認める。そうすると我々指導者世代も、先生本気で暴力なくそうと思っているなと思うきっかけになると思うんですよね。

やっぱりそういうところから、スポーツの現場で発信していきたいなと思っています。

司会（菅原） 福田さん。

福田（サッカー元日本代表、サッカー解説者） 難しい話だと思いますけれども、これっていうものはなかなかないのかなというふうに思いますが、まず評価を、スポーツを取り巻く、そのスポーツに対しての評価を変えていかなければ、もうどうにもならないですよ。今みたいに結果が全てであって、それがすごく評価される時代では、例えば高校とか中学とか、短い期間であれば、結果を出すという目的を達成するためには自分達で考えて楽しんでやらせるよりは、何かを教えこんでしまうほうが早いわけですよ。だから、結果が出たことが、その指導者の評価につながるような仕組みがある限りは、もしかすると、そのところはなかなかなくなっていかないのかなという感じはしますね。

サッカーにおいては、育成年代は結果よりも、その先につながる選手をどうやって育てていくかということが非常に重要視されています。そういう部分が評価されれば、また違った指導の方法はできると思うのですが、個人スポーツのような競技によっては結果が全てであると判断されることが多いため、そういうものはもしかしたらなくなってしまうのかもしれない。そのため、自分で考えさせるのではなく、あるものを教え込む方が早く結果が出るという考えがある間は、そういうものはなかなかなくなっていかないのかなというふうには思いますけれども。

ちょっと難しい話ですみません。

司会（菅原） ありがとうございました。

大体、パネリストへの質問ということで、全部で20件ほどのあれがありまして、そのうち幾つかの質問を選びながらパネリストの人に聞きたいと思います。

今、1つ、たまたま青木先生宛てで、どういう言葉をかけるかというような質問もありましたので、あわせて、先ほどの望月弁護士の意見とともにお話しただければと思います。よろしくをお願いします。

青木（開成高校野球部監督） まず、先ほどの望月弁護士のお話に対してというところから、ちょっと僕の考えを述べたいと思うんですが、恐らくその論点が、この体罰の問題とかの全ての根本であって、こうすればうまくいきますとか解決しますなんていうのははっきりすぐにお話しすることは、多分できないのかなというふうに思います。

ただ1つ、これはちょっと現場の指導者が何ができるということよりは、ちょっと逃げみたいなことになってしまいますけれども、報道の力というのはもう少し借りられないものだろうかと思います。

つまり、例えば、殴られて結果が出たとか、そういう暴力を受けながらも努力をして頑張っていて優勝しましたとか、そういうような話というのが時々美談として語られたりすることが、今ちょっとこの今のタイミングではないかなと思いますが、随分多く聞いたような気がします。実際にプロのスポーツの指導者でも、そういったものを売りとしていた方もいたような気がします。

ただ、恐らく、少なくとも中学校や高校に関して言えば、そういう指導で成功した例よりも、失敗している例のほうが圧倒的に多いと思います。ただ、報道されるのが成功した例だけなので、あたかもそういうもののやり方がうまくいくかのように周りの人が思ってしまう。ほとんど失敗しているんですよというようなことが、何とかして伝わらないのかなという気がしています。

本当は、いや、指導者がこういうようなことをやれば解決するんだということをはっきりと言いたいところなんですけれども、今ちょっと思いつくところでは、実はそれだけしか言えなくて、非常に申しわけない限りなんです。

司会（菅原） もう一つお願いします。

青木（開成高校野球部監督） 会場からいただいた質問の中で、強くなりたいというふうに考えれば、時にはしんどいとかつらいと感ずるときがある。そういったときにどういう言葉かけるのかということでご質問をいただいているんですけども、これも生徒によって全然違うもんですから、ちょっと一概に、このように言いますということはちょっと言いづらいんですけども、最後のところに、つらいからやめていいよと言ってしまふのですかとありましたが、別に何か競技で壁にぶつかったりとか、そういった技術向上の点で壁にぶつかったときに、やめちゃっていいよというような、あっさりそこまで簡単にあきらめるといふふうには言いませんけれども、正直なところ、うちのチームというのはまともな練習を1週間に1回しかやっていません。野球部というのは、部は名ばかりで、学校のグラウンドですとか、そういうとこ

ろがなかなかほかの部の関係で使えないために、1週間に1回しかグラウンドで野球の練習ができない環境にあります。ですから、少なくとも野球の練習そのものの中でつらいとかしんどいと言った生徒を、僕は一度も聞いたことがないというか、こんなにぬるくていいのかな、先生もうちょっと厳しくやってくださいよとか、もっとたくさんやってくださいよというふうに言われてしまうぐらいなので、逆にこちらがちょっと気使い過ぎているのかなと思う節があるくらいです。

ただ、もししんどいとかつらいと、その技術向上の過程でそういうふうにやって思った生徒がいたとするならば、僕はもう、一応それなりに大学などで、このトレーニングやこの練習がどれだけどういうふうに体に影響を及ぼすのかとか、この技術練習がこういうようなところに役に立つんだということは、全部明確に示して指導するようにしていますので、技術的な根拠、理論的な根拠なり何なりが一応あるので、ここは頑張りなさいというふうな言い方ぐらいしか今、僕はできるところはないなと思っております。

すみません。ちょっと余りまとまった回答になっていなくて申しわけありませんでした。

司会（菅原） ありがとうございます。

今、青木さんの発言の中で、メディアのほうで報道についてどうかという話も出ましたし、実は、会場に読売の井出さん、質問状もいただいていると思うんですが、競技団体のあり方。おられますか。質問も合わせて、メディアのことについてもお話しいただければいいと思います。

井出（読売新聞大阪本社編集委員） パネラーの皆様、今日はどうも貴重なお話ありがとうございました。読売新聞大阪本社編集委員の井出と申します。菅原先生、道垣内先生が所属されています日本スポーツ法学会に、私もほぼ10年所属しております、日本障害者スポーツ協会の評議委員を7年しております。

その観点から、まず質問のほうなんですけれども、競技団体の組織のあり方、特にトップのあり方ですね。それについてご質問したいと思います。というのは、1の問題ですね、スポーツの暴力の問題にしても、先ほど言いました第三者機関。道垣内先生が自動応諾とか応諾するということもあるんですけれども、これはスポーツ団体のガバナンスがちゃんと世間の常識、我々メディアの目から見て、世間の常識にかなわないと無理だと思うんですね。

福田さんが先ほど、「名プレイヤー、必ずしも名指導者ならず」とおっしゃったんですけれども、私は名プレイヤー、必ずしも名連盟会長、名協会会長ではないのかなと。もちろんこれは溝口さんが痛いほど男ムラで感じられていると思うんですけれども、それでここはちょっと

弁護士業務改革，「つなげよう，広げよう，弁護士業務」ということなんで，ちょっと弁護士さんにも非常に意見を伺いたいんですけども，この東京オリンピック・パラリンピックが決まったIOC総会というのは，実はもう一つ大変なことが起こりました。IOC会長が変わったんですね。どういう変わり方をしたかというところ，ジャック・ロゲさんというお医者さんからトーマス・バッハさんという弁護士さんになったんですね。つまり，会場のパネラーの方で言えば，JADAの鈴木機構長さんから道垣内先生か菅原先生になったと。

要は，トップの，企業もそうなんですけれども，ガバナンスって何だといったら，社長がどうするのか，それから専務，役員がどうするのかなんです。先ほどから杉浦課長にちょっと申しわけないんですけども，弁護士さんはトラブルのときの対応に，これはちょうどいいんですね。第三者委員会とかいうときにちょっとだけ持ってくるとか。トラブルのときの何とか，それだけでは僕はいけないんじゃないかと。ぜひ，弁護士さんがスポーツ団体のトップなり2番手なり3番手になったらいいんじゃないかと。それぐらいの見識の方もあられると思うんですね。

というようなのを踏まえまして，要は，メディアから言わせたら，幾らでも報道はいたします。それはきちっと報道はしますし，でもまずスポーツ団体が7年後の東京オリンピック・パラリンピックに向けて，非常にきれいな形の当たり前のものになったらいいんじゃないかと。

まず福田さんと溝口さんにお聞きしたいんですけども，福田さんのところ，日本サッカー協会の会長さんというのは，たまたまかもしれないんですけども，小倉さんというサッカーのプレーはしたことない。古河電工で国際ビジネスマンで，たまたまなっちゃったと。一体それが前の方とどう変わって，福田さんの目から見てどうなんだと。

それから，溝口さんのところはもっとですよ。新日鉄住金の会長さんがトップに就かれて，大阪府警の本部長さんが事務局長さんになったと。そういうのがどう変わっていったら，プラス，溝口さんとしては，僕らはやっぱり女性も入ってほしいし，そういうのをどうやっていくのか。

道垣内先生と菅原先生にも，ぜひ弁護士のあり方をどういうふうにしていくんだということをお教えいただきたいし，杉浦課長さんにも弁護士の利用の仕方，弁護士の利用の仕方と言ったら皆さんに怒られるので，マスコミを利用していただいても構いませんけれども，プラス，第三者機関を生かすのも，本当にスポーツ団体が，自分たちがこれが大事な機関なんだと思わなきゃ，とてもだめだと思うんですね。もちろんメディアからも追い風，後押しはしますけれども，その辺を一体どういうふうにしてやっていくのかということをお願ひいたします。

司会（菅原） 第三者委員会ということになりますと、文科省との関係をやられております境田委員がおりまして、第三者委員会に質問が幾つか来ております。まずそのお話をした後に、溝口さんに振りますので、よろしくお願いいたします。

境田（第二東京弁護士会） 第二東京弁護士会の境田と申します。文部科学省の第三者委員会正確に申し上げますとスポーツを行う者を暴力から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議の委員をしております。

先般の様々な暴力事件を受けて、2013年8月に文科省内に先ほどの協力者会議が設置されました。それに対して、一部のマスコミからは、これはまた政治のスポーツへの介入だ。またモスクワ五輪のときの再現かという、そういった論調も、極めて少数でありますがございます。

これは実は全く違っております。我々協力者会議が一貫して検討を重ねて参りましたのは、本当にスポーツの選手の権利を守るにはどうしたらいいのか。そのためにはスポーツ団体のガバナンスはどうあったらいいのかという、ということです。その実現のためにはどのような仕組みが必要か。そのために文科省は何をすべきかという、そういったスタンスからずっと検討を重ねております。

ですから、そこにおいて、変な形で政治が介入しようなどという意図は、これは全くないということをお理解いただければと思います。

それと、あと、JSCに設ける調査委員会は当面の間、被害者でもある相談者をトップアスリートに限定すると、これは杉浦課長から説明があったとおりです。もちろん、トップアスリートだけだと十分じゃないんじゃないかとかというご批判はありますけれども、実は協力者会議もそのとおりだと考えており、最初はトップアスリートに限定したうえでノウハウを蓄積したうえで、将来的にはさらに相談者の対象範囲を広げていくべきだと考えております。

実は、我々研究協力者会議の下の部会に、各スポーツ団体の処分基準作成のためのワーキンググループという検討会が現在設けられています。その中で議論されている内容は次のとおりです。

将来的には様々な暴力事案や不祥事案件が起きた場合、各スポーツ団体がみずから自律的に選手の権利をきちんと守り、スポーツ界のフェアネス、ジャスティスを実現していくと、これが一番理想形だと考えています。

しかしながら今あるスポーツ団体の中で、暴力事案など不祥事があったときの相談窓口を設け、その後の調査手続の機関も設け、さらに審査・処分をする機関を設け、選手から不服申し

立てを受けるための手続を設けているスポーツ団体は少数で、むしろ全くそのような手続規定も聴聞機関もないようなスポーツ団体のほうがはるかに多いです。特にNFの中でもそのような手続規定の整備されていないスポーツ団体は結構ございます。

したがって、先に述べた処分基準ワーキンググループでは、現在、全てのNFの各種規定をチェックしたうえで、各NFにおいて選手の権利を守り、かつ適正手続を保障するためのモデル規定を作っています。できれば近いうちに、そのモデル規定を全スポーツ団体に提示したいと考えています。将来的には、あらゆるスポーツ団体において不祥事、暴力、ハラスメント等が生じたときに、まずは自らの組織のなかできちんと自律的に適正手続のもとで解決を図っていただく。その中で、自分たちの組織では解決しきれないときにはJSCの調査窓口を利用していただく、さらにJSCの調査手続でも最後まで解決ができないときは、道垣内先生の日本スポーツ仲裁機構で解決をしていただく、そのような形になれば理想的であると考えています。

このようにスポーツ団体が自立して自律的に選手の権利を守ると、そのように変わっていけば、おのずと日本のスポーツ界も大きく変わっていくのではないかと、そういうふうを考えております。ご清聴ありがとうございました。

司会（菅原） ありがとうございました。

溝口さんに振るんですが、その前に質問もありまして、先ほどのスポーツ界の勝利至上主義とか価値観を強要する、そういうようなスポーツ界の男性中心主義で問い直さない限り、アンチ・ドーピングも暴力もセクハラもなくなるのは難しいと思いますという、多分、書いたのは女性の方だと思うんですが、そういう質問もありますし、読売の井出さんから、女性の指導者が役員にならないのはどうしてかということもありましたので、その辺を含めて溝口さんにお答えいただければと思います。

溝口（静岡文化芸術大学准教授） 今回の全柔連でわかったことは、ガバナンス、自浄能力が欠乏しすぎて第三者委員会すら機能しなかったことです。第三者委員会の提言にみそをつけるといえるのか、そこまでやるかというような驚きがあったと思うんですけども、やっぱり理論武装ができない反知性組織であるというのが、やっぱりスポーツ団体の今の現状だと思うんですね。

なぜかといったら、スポーツだけしかやってなくて、スポーツの実力はあるけれども、そういった選手や指導者がガバナンス能力を必ずしも持っているとは限らない。さらにもう一つ、宗岡会長が新会長になったんですけども、日本を代表する大企業の会長であっても、本業が

忙しく全柔連に目が行かないところもあると思うんですね。

じゃ、ほかの人たちの取り巻きはというと、実際の執行理事には女性はまだ入っていません。ご指摘のとおり。そして、評議委員の皆さんは定年退職された方々です。アクションにスピード感ないというのは私はそこだと思うんですね。やはり実務能力を持った行動力のある人が実際そういった執行部や評議会に入っていないと。やはりスポーツ組織のプロ集団になっていないというのが問題です。サッカーとか野球とかは、そういった面ではもうプロ組織になっていますが、やっぱり全柔連の職員、ほかのスポーツ団体の職員でも、十分なキャリアと、そしてサラリーもいい、身分もいいといったように、処遇と職責がちゃんと保証されているというところまで確立、自立していかないと、まずだめじゃないかなと思います。

そういう意味では、女性の力というのをもっともっと活用してほしいですし、やはり法曹界、法律のコンプライアンスを順守できるような、提言できるような人が実際にいてほしいなと思います。またまだそれが体現できていないのではないかなと思います。

もう一つの点は、例えばフランスの例なんですけれども、フランスの場合はスポーツ省があります。スポーツ省。すみません、スポーツ省はここではNGワードかもしれないですけども、出しちゃいました。話は戻してフランスではスポーツ省がありまして、コーチの処遇と職責が確立されていた。私もそうだったんですけれども、フランスのコーチだったときは国家公務員だったんですね。処遇と職責が確保されます。

もう一つ、その管理職になると、連盟の会長とかもそうですけれども、国家公務員扱い、半分ぐらい給料を担保してくれるんですね。例えば、DTNといって監督とか強化委員長だった人は、違う連盟へ転職します。例えば柔道の連盟の次はゴルフ協会だったりサッカー連盟の強化委員長だったりします。もしくは、スポーツ省の杉浦さんみたいなポストに行ったりするわけですね。

そういうようなキャリアパスというのを作っていかないと、ただの「スポーツバカ」で終わってしまいます。でも「スポーツバカ」っていうだけで本当は馬鹿じゃないんですよ。だって、第三者委員会を利用しようとする知恵はあるんですね。第三者委員会を隠れみのにして事件をフェードアウトしようとしたり、法的な拘束力がないということはちゃんと知っているんですよ。けども、最終的に内閣府の勧告が出てお手あげとなった。そういうところの図太さというか、生き残るための知恵はあるんです。そういう人たちに自浄能力を育てていくという、キャリアパス、人材育成していくということも大切だと思います。今後はガバナンスただ求めるだけでなく、システムを構築してしかけていかないと、このガバナンス能力をスポー

ツ界全体で高めていくという課題は、なかなか難しいんじゃないかなと思います。

司会（菅原） ありがとうございます。いつもながら。

道垣内さん，関連してよろしくをお願いします。

道垣内（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構機構長） スポーツ界のガバナンスをどうしていくかということですが、全柔連の問題のときに私が感じたのは、評議委員会がなっていないという点です。しかも監事もいたはずですから、それもなっていないと思います。

どうも、ああいう組織を作っている人たちの意識は、社団法人だと思っているように思われます。会員がいて、総会があって、そこから選ばれてトップになったのだから全体を支配する権限があると思っている感じがするわけです。しかし、本当は、ほとんどのスポーツ団体は財団法人です。したがって、まずは基金があって、その基金を公益の目的に使うための仕組みになっているはず。例えば、基金を特定の競技の振興とか次世代の競技者の育成とかに使いますという目的があって、評議員会は、その目的達成のために一番いい運営をできる人を理事として選んでいるはず。理事の中で運営責任を一番負うにふさわしい人が代表理事に選任されます。そういう役割を果たす評議員や理事にスポーツ関係者がいるのは当然だと思いますけれども、それらの人は、決して各都道府県の代表ではなく、組織の目的達成のために財産を使い、維持する人たちですから、そこにこそ社会の常識がわかった人、すなわち、企業・行政経営の経験者、学識経験者、弁護士も含めているような人が入ってしかるべきだと思います。事業報告及び決算を承認するのは評議員会ですから、そこがしっかりしていれば組織はしっかり運営されるはず。もちろん監事には会計や物事がわかる人が当然入って、しかも、うるさ方であるべきだと思います。そういう監事は、一つの組織に止まらず、一定期間経過後は他の組織に移るべきです。柔道連盟の監査をした人は、競技団体の動き方というのがわかるはずですから、他の競技団体の監査もできるはず。そういった経験を積んだ経営者や監事が活躍することがスポーツ界にグッドガバナンスを確立する道だと思います。要するに、財団だということがもう少しわかってもらうように、どこかで啓発をすべではないかと思います。

司会（菅原） わかりました。

スポーツ庁のことについてほとんどまだまだ十分話できる状況にはないんだということを、一応、私は聞いているんですが、せっかくの機会ですから、このぐらいは言えるよというようなことを杉浦さんに組織体、ちょっと触れてもらってから、皆さん方の一言ずつに入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

杉浦（文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長） じゃ、失礼します。

スポーツ庁の話ですね。今、さっき菅原先生おっしゃったように、ちょっとまだ「こういった方向でやります」というような方向がまだ出ていません。最近も国会のほうでも、その関係議員の先生方も集まって議連を立ち上げて、これからスポーツ庁をどうやって作っていくべきかというのを議論しようというふうに動いているところです。まだ方向性は見えていません。

ただ、皆様もご案内かと思えますけれども、スポーツ基本法の中に、スポーツに関する施策を総合的に推進するために、スポーツ庁ですとか、そういう行政の組織のあり方を考える、検討するということが書かれています。これをもとに基本計画にもその方向が出ていますし、最近では下村大臣からも、やはりオリンピックの開催も決定しましたし、これも機にスポーツ庁という方向で、やはり新しい体制でどういったことができるかということ、これから準備していかなければいけないということをおっしゃられます。ちょっとまだどのぐらいの規模で、どうスタートするかというのは出ておりませんが、もう準備に入るところは、今、出ているところです。

安倍総理からも、やはり「スポーツ庁の設置について検討を進めていく」という方向を国会でも言われていますので、まさにこれからであります。

今、先ほどご質問いただいた中で、ちょっとこれは私、全く私見というか個人的な感想ではないのですが、先ほどの弁護士の先生方にも、第三者に委員会に入ってもらわなくて、場合によってはスポーツ団体の中に入ってもらおうというのもどうだろうというお話がありました。おっしゃるとおり、人が変わるといことは大きいので、団体の中に入っていたりするというのは非常にいいことじゃないかと思えます。

ただ、さっきもちょっと道垣内先生も少しお話しされましたけれども、監査や監事の人の動き方とか、いろいろ見ていると、1人2人だったらスポーツ団体の中に取り込まれちゃうんじゃないかと。1年目はいいですよ、2年目ぐらいまでかな。だんだん取り込まれちゃって、毎回同じじゃないかという気がしてならないですよ。やろうと思っても、多勢に無勢じゃだめなんですよ、やっぱり。

それで、そうすると何が足りないかということ、やっぱり「外からきちんと見られている」という仕組みがないんですよ。そこをしっかりとやる。だからマスコミの皆さんからも力を借りるということもそういうことですが、我々のほうもそんなたくさんいるわけでもないで、そういうおかしいということをきちっとみんなで見ていくということ、スポーツ団体と会話しながら分かってもらわなければならないんです。そういう対応をしたければ、私は、ひょっとしたら、この第三者委員会をしっかりと作る、そういう仕組みがあることがやっぱり一番

大きいんじゃないか。仁王さんというか、そういった人がきちんといて、組織があって、そこからいろいろなことが動くという仕組みが一番いいのかなというふうに思っています。

あと、先ほど溝口先生がおっしゃったように……。スポーツ省ができたなら、ひょっとしたら溝口先生が局長をやっておられたりして、「局長」ってお呼びするようになるかもしれないですけども。ただ、実は文科省も、私の競技スポーツ課長のポストは、何代か前はそうだったんですよ。オリンピックなどの選手・関係者とか。そういう専門職の方たちが中にはちゃんといるんです。だけど、基本的に人数が足りない、少ないというのと、それからどちらかというところ、ちょっとこれは言い過ぎかも知れませんが、今の専門職って、やはり学校教育の流れが強いので、教育委員会とか学校とかの世界を引きずるんですよ。

多分、これからのスポーツ基本法とか見ていたら、やっぱりスポーツをそのままストレートに見ていって、「社会の皆様に貢献できるように、スポーツをどうしていくか」という発想に立っていかないと、多分どんどん遅れをとっていくのではないかなと思うんです。そういったことを含めて、やっぱり組織を作っていかなければならないと思うんですが、いかにせん、スポーツ庁を作るという議論をしても、先立つものはやっぱりお金でございます。雇えるだけの人数とか、そのポストといっても、お金がかかるものですから、それをどうするのかというのがこれから大きな悩みです。

ただ、とにかくやらなければいけないし、社会で大きな動きがこれから出てきますので、その力を頼みにとにかく真っすぐ前に進んで頑張るといことしか今、言えません。頑張っていきたいと思います。

司会（菅原） 大阪弁護士会のほうで発言いただくことになっていまして、私が辻口さんに、「どうですか、柔道の話」と言ったら、いや、大阪弁護士会の方でどなたか発言する人がいると言ったんですが、どなたが発言されるんですか。マイクを回していただけませんかでしょうか。

岡本（大阪弁護士会） 大阪弁護士会の岡本と申します。今日は貴重な話、ありがとうございます。

ちょっと毛並みの違う質問を1つさせていただきたいと思うんですけども、青木先生が先ほど最初におっしゃった、今、体罰がどうかということが随分大きな問題になっていて、それが過ぎると何でもかんでも体罰ではないかということと言われるようになって、それを先生のほうが委縮したりするのではないか。先生というか指導者のほうが、これは体罰に当たるのではないかと思って適切な指導ができなくなるということがあり得るのではないかというふうに思っています。

そういう指導者の方の悩みというのを拾い上げる制度というのではないものかなというふうに思っています。それができないと、やはり先生とか指導者が委縮したまま指導が行われると、結局、スポーツのその発展というか、教えられる側の技術の向上につながらないということがあるのではないかと思っています。

溝口先生のほうから、弁護士団みたいな人が相談に当たってくれたらいいんだけどなという話がありましたけれども、そういうような協力の仕方とかができるのではないかなと思っていますし、第三者委員会で指導者からの相談というようなことができるのかどうかわかりませんが、そういう仕組みがあり得るのだろうかということについて、ちょっとお伺いできればなというふうに思います。

司会（菅原） これから一言ずつ順番にしゃべっていただきます。3分間。今の質問に対しての自分の意見でもよろしいし、あるいは今まで出た中で、これは足りない、これは言いたいというようなことで構いませんので、順番どおり青木さんからお願いします。

青木（開成高校野球部監督） 今のご発言の中にありました、指導者も声を上げられるか、指導者も訴え出ることができるかというところは、実は同じことを私もちょっと思っておりまして、先ほどこちらにも出たような組織がもしでき上がったときに、何となく、これはもう指導者が必ず悪いやつというような前提で話が進んでいるようにもちょっと思ったんですけども、いや、もしかしたら指導者も何か訴え出たいなと思うことがあるのではないか。やはり、そこは取り込んでいただきたいなというのが、これはもう私、そういう立場からの要望でございます。

それから最後に、ちょっと私の立場から最後に申し上げたいことなんですけれども、現在、中学校や高校の部活動というのは、例えば開成高校の野球部に入りました。どうも青木の野球のやり方、気に入らない。俺はやめたいな。じゃ、隣の何々高校に移って野球をやろう。これできません。中学校も同じです。部活動という単位に入ってしまうと、どんなに指導者がひどいことをやろうと、その学校に在籍していたら、その学校の部活動にしか入ることができないというのが、僕は非常に大きな問題だと思っています。

もしこれが隣の学校や、余り全国的にこれを広げてしまうといろんな問題が出てきてしまうんですけれども、近くの学校などの部活動に入ることができるというシステムがあるならば、ひどい指導者というのは自然に僕は淘汰されていくのではないかなというふうに思っています。

つまり、指導者と施設というのは、一応やはり学校ベースに作るんですけれども、生徒そのものは、ある程度ルールはある中で、幾つかの学校の部活動から入るところを選べるなんてい

うようなシステムはできないものだろうかということ、ちょっと余り突拍子もない話で本当に申しわけないんですけども、そういうことができたなら、少し、今起こっている問題、何となく、一つの部に入ってしまうと先生と生徒、もう何か封建的な主従関係みたいなものができ上がってしまって、絶対その鎖を断ち切ることはできないみたいな雰囲気があるのですが、それをもっとたやすくできるようにできないものだろうかということを感じております。

司会（菅原） わかりました。まとめ、ありがとうございます。

鈴木さんのほうでも、まとめ、よろしくをお願いします。

鈴木（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長） 幾つかのお話を聞いていて、1つ、指導者の育成という話ですが、これは我々のアンチ・ドーピングのことに関しても全く同じことが言えます。

要するに、選手を取り巻く環境というのが、その選手のビヘービア、行動を決める。その中で指導者の役割は、影響が非常に大きいものがございます。そういう点で、今のところアンチ・ドーピングに関しては、日本はうまくそれが働いていると思いますけれども、ぜひそういった指導者の育成というところには、我々としても進めていただきたいというふうには思っています。

それから、もう一点は、先ほどスポーツ団体のいろいろな処分等のガイドラインということがお話ございましたけれども、大変すばらしいことではないかと思えます。それをできれば標準化した形で、スポーツによらずにその処分の方法が決まると、そういうふうなさらなる統一性があるといいんではないかなと思います。この2つによって、ガバナンスというものはかなり担保されるんではないかと思いますが、それに加えて、それをさらに監視する、ちゃんとやっているという、コンプライアンスを監視する、そういったシステムができればいいかなと思ひまして、それをできれば国もしくはそれに準じるところに、ぜひ依頼をしたいなというふうに思っています。

以上でございます。

司会（菅原） 福田さん、続けてをお願いします。

福田（サッカー元日本代表、サッカー解説者） 僕のほうからも指導者の話なんですけれども、先ほどもお話したとおり、プレーヤーズ・ファーストということが基本になるのかなというふうに思います。プレーヤーのために指導者は何をすべきなのかということ、いつも考えながら指導をしていく。自分が主役ではなくて、やっぱりその生徒であり選手が主役だということ忘れずにやっていく。

選手たちは迷ったり悩んだり、いろんなことがあると思います。それを解決に導いてあげなければいけないので、そういう意味では、指導者には絶対的に専門的な知識が必要ではないのかなと。その専門的な知識というのは、なぜそのプレーができないのか、なぜできたのか、その分析をしっかりとあげて、そして、もしできないのであれば何が問題なのか、改善点をしっかりと示してあげる。改善点を示すことによって、こういうトレーニングをしたほうがいとなれば、子どもたちは、その目標に向かって一生懸命トレーニングできる。そういうことの繰り返しですが、やはり選手を育てていくことになるし、それで強い選手を生んだり、もしかすれば結果も出るのかもしれない。

そういう意味では、指導者にとって必要なのは、子どもたち、選手に理解させることではなくて納得させること。そういうロジカルな論理的な思考でしっかりと選手に働きかけられる、そういう専門的な知識というのが必要なのではないのかなというふうに思います。

そのためには、指導者は日々努力して、いろんな勉強をしていかなければ、置いていかれていってしまうのかなというふうに思います。

以上です。

司会（菅原） ありがとうございます。

溝口さん。

溝口（静岡文化芸術大学准教授） まず、指導者への声を上げられるか、その声を拾えるかというところで、私は今、スポーツ現場で指導者に求められている点は2つあると思います。一つは選手を強くすることということと、もうひとつはしつけ、生徒指導ですね。特に、核家族化になったり、地域でも閉塞的になってしまって、地域のおじちゃん、おばちゃんがしつけることもなくなってしまったし、スポーツの指導者が親に代わり子どもたちをしつけているような環境があります。そのなかで暴力というか、しつけとして、自分の子どもと同じように思うからこそ手を上げたりしてしまうんだと思うんですね。それはやっぱり言語化していく。福田さんがおっしゃったんですけれども、やっぱりちゃんと言葉で説明していくということと、ルール化ですね。

例えば、我々、社会の中でスピード違反したら切符切られて罰金払います。スピード違反して警察に殴られた人はいないですね。それで帳消しにならないですから、もっと社会は厳しいですから、そういったルール化をしていくということを日常化していくことが大事だと思います。

実際、私、今、静岡の教育委員会にいるんですけれども、現場では緊張感があって、先生が

生徒に殴られます。そういったときに、現場の先生は、その子をかばうがあまり、被害者届を出さないんですね。ずっと我慢して、そしてものすごく事態がひどくなって、いよいよ警察が飛び込むという事態になる。もっと早いうちに警察に被害者届を出せば早く子供たちを更生させることができたのではないかと思います。日常の現場では限度を超えた子どもたちの暴力もあるんですね。それに対して警察といった力を頼ってもいいのではないかなと。それが抑止力になっていくと思います。

もう一点、道垣内先生から全柔連の自浄能力のなさというところ、ご指摘があって、どういうその理事会、評議会のあり方がいいかっていうところは現在、全柔連でも定年制を入れたりとか、もっと数を少なくしようとしたり、従前はただの田舎のおじちゃんたちが集まってわいわいやっているような会議、親睦会みたいな会議でしたから、だめだということもあるんですけども、私は今回、よかったなと思うのは、その私たちも見えなかった評議会に公開されたのです。つまりメディアが入ったんですね。それで、その実態がわかったんです。ということは、杉浦さんがおっしゃったんですけども、ほかのスポーツ団体も一緒に、ぜひ透明性というのでも必要かなと思います。それには、議事録の公開、会議の公開、人事交流、これを入れることで、今でもガバナンス、ある意味、透明性というのを高められるのではないかな。

そして、やはりそういった組織の風通しをよくするのは女性の力。まだまだムラ社会ですので、いざとなったら逆に男性は女性を利用するくらいじゃないと。やはり男のムラ社会では帰属意識が強く、派閥闘争など対峙する場面ってあると思うんですよね。そのときに、女性に言ってもらったことで柔らかな切り口になったり、逆に風穴を開けたりすることもできる、やっぱり女性の存在っていうのも必要だと思うんですよ。

もちろん女性だけではなくて外部の人を入れたりという意味で、風穴を開ければ、もっともっといいガバナンスを持った組織になると思います。

以上です。

司会（菅原） ありがとうございます。

杉浦さん。

杉浦（文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長） 私いただいていた質問は指導者が対象となるかというお話でしたけれども、ちょっと今、手元に資料がなくて、ちょっと余り最近の議論を覚えてなかったです。すみません。境田先生、どうでしたでしょうかね、あれは。入っていなかったですね、まだ。ただ、ちょっとまだなんですけれども、これ、だんだんノウハウができてきたら、そういったことは考えなければいけないんじゃないかなと、当然、中で

は議論しています。

アスリートといっても、指導者だってコーチだって、スポーツをやっているメンバーに変わりはないので、やっぱり同じ問題が起こります。あるいはもうちょっとややこしいことを言うと、若いコーチが上のコーチから言われるとかというのもある。逆に選手からやられる可能性もあるということから、セクハラの関係なんて難しい話になると、どっちがどうだかわからなくなるということがいっぱいあります。それは当然、そういう事態が生じるというのは予測はしております。けれども、いかんせん、気持ちがせいて、どんどん前へ行くと、どんどん広がってしまうので、とりあえずまずは足元を見て、きちっと対応していこうということで、さっきも申し上げたように一応、アスリートに限って今、動いております。

司会（菅原） ありがとうございます。

道垣内さん。

道垣内（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構機構長） 組織のガバナンスは難しい問題で、株式会社についても、何度も何度も会社法を改正しても、それでも不祥事はなくなりません。財務会計の問題もありますし、暴力団との取引も表に出さないで済ませようとする経営者がいまだにいます。スポーツ仲裁機構を運営していて、スポーツ団体の方々に、アスリートにとってはオリンピックに出られるかどうか、あるいは世界選手権に出られるかどうかという非常に重大な決定をあなた方はしているのだから、その決定が、公明正大にちゃんと説明できるようなものでなければいけないはずで、それについて争いがあれば第三者の前でちゃんと説明できるという仕組みが必要です、と言い続けてきているわけです。とはいえ、振り返って、例えば大学だって全く同じで、私どもが学生の成績をつけているわけですが、不満はきっとあると思います。しかし、そのような不満を解決するために第三者機関の判断を仰ぐということはやっていないわけです。おそらく多くの先生は自分の専門分野のことについて外の人にとやかく言われたくないし、そんな能力はないだろうと思います。でありながら、スポーツ団体の方々には、外部の第三者の判断を仰ぐことを要求していて、透明性が必要だとか言っているわけです。スポーツ団体の方に、あなた方法律家に誰が金メダル取れるかが分かるのかと言われたことがあります。それに対しては、もちろんそれはわかりません、とお答えするほかありません。確かにそれはわからないけれども、その決定過程において手続的に問題があったり、あるいはルールが明確に示されていないかといった問題点は法律家に判断できることであり、そういう法律家がわかる限度で妥当な判断かどうかをチェックするのが仲裁の仕組みですと説明してきました。このことは、大学にだって当てはまるわけです。

ですから、人の振り見て我が振り直すというか、とにかく、会社、大学を含むあらゆる組織でガバナンスは永遠の問題であり、終わりはないと思います。どこかで完璧にきれいになって、もう不祥事は一切起きないなんてことは、夢のまた夢でしょう。少なくとも私が生きている限りはないと思います。しかし、だからこそ不断の努力が必要です。今、この瞬間にもハラメントで苦しんでいる人もいるはずですから、その人たちを救う努力は続けなければいけません。とはいえ、どこかにゴールがあると思うと間違いだと思います。

以上です。

司会（菅原） ありがとうございます。

時間となりまして、本当に、会場からの発言あるいは質問、多数いただきましたけれども、申しわけありませんが、この時点でシンポジウム、パネルディスカッションを終了いたします。パネリストの皆様、長時間まことにありがとうございました。

これでマイクを司会に戻しますので、総括のほうをよろしく願います。

司会（白井） これから、当分科会の責任者である酒井弁護士より、総括と提言をしていただきます。

酒井（愛知県） どうも、パネリストの先生方、ありがとうございました。

そして、会場の皆さんも長時間にわたってご協力いただきまして、大変ありがとうございます。

無事、充実した中でこのシンポジウムを終わることができることになりましたことを、重ねて御礼申し上げます。

総括と提言ということなんですけれども、今日いろいろお話が出ている中で、大変難しい問題ばかりです。それをまとめて、それに対して一定の提言をするというのは私にはとてもできませんので、感想めいたことになるかもしれませんが、それをもって終わりの挨拶にさせていただきますと思います。

先ほどのパネルディスカッション、あるいはロブ・シークマンさんのお話、あるいは海外調査の結果報告、あるいは団体のアンケートの結果報告を通じて、要するにスポーツにおけるグッドガバナンスを確立・実現するためには、さまざまな困難な問題があることが明らかになりました。そして、これらの問題点を解決するために、弁護士が果たすべき役割がますます重大になってきたということも確認をされたと思っております。

そして、今日いろんなお話の中から、さまざまな我々弁護士が今後スポーツ界のグッドガバナンスのために何ができるかということについてのヒントをいろいろいただきました。それを

これから我々弁護士は一つ一つ検証して具体的に実行に移すということをやっつけていかなきゃいかん、それが弁護士に課せられた使命であるというふうに思っております。

3点ばかり、これは弁護士業務改革シンポジウムですので、弁護士に何ができるかということを中心にして3点ばかりお話させていただきたい。

一つは、これは団体からも、あるいはもちろんアスリートからも出ていた意見ですが、要するに、紛争当事者が弁護士に気軽に相談することができる体制を構築することがまず大事だろうと。要するに、駆け込み寺的な弁護士相談窓口を設置するということが一つであるというふうに考えております。

これは、アスリートだけではなくて、スポーツ団体のアンケート調査結果でも、スポーツ団体のほうもいろいろ相談をしたいということが出ておりましたし、先ほどは指導者が相談できるような体制はないのかというお話も出ておりましたので、この弁護士相談窓口を作ることによって、さまざまなスポーツの関係者がいろんな相談ができる。そういう中からスポーツ団体、あるいはアスリートとの間で緊密な連携を構築できていくということになれば、スポーツの現場において暴力行為やパワーハラスメント、あるいはセクハラ、その他組織的または個人的な不正行為が行われたとしても、その事実関係を早期に把握し、その是正策及び再発防止策を速やかに講じることができるというふうに考えております。その意味で、まず弁護士会としては、スポーツにおける弁護士相談窓口の設置をしたいというふうに考えております。

2番目として、紛争解決機関の設置と、紛争解決において弁護士が関与する体制を構築する必要があるだろうというふうに感じております。

スポーツ団体の決定に関しては、アスリートが日本スポーツ仲裁機構に紛争解決を求める制度があります。そこでは弁護士が仲裁人として活動しておりますが、しかしながら、暴力やセクハラなど、アスリートの権利を侵害された、この権利救済を求める事件に関しては対象になっていません。これらに関する紛争解決機関というものは、公的なものはございません。そこで、これら権利を侵害されたアスリートの訴えを契機に、事実関係を調査し、スポーツ団体や関係者に権利救済のための勧告等を行えるような、常設の紛争解決機関というものの設置が必要であるというふうに考えております。これは、アスリートの権利を守るためにも、相談窓口と同時に権利救済を実現する具体的な機関が必要であろうというふうに考えております。

第3の提言としては、弁護士がスポーツ団体におけるガバナンス強化のためのサポート活動を行うことであると思います。ヨーロッパの調査でもありましたように、ヨーロッパでは弁護士がさまざまな形でスポーツ団体等にアプローチし、あるいは支援活動を行っております。ス

スポーツ団体のガバナンスに関するガイドラインの制定や公表，スポーツ団体向けガバナンスに関するセミナーや講習会の実施，スポーツ団体からのガバナンスに関する相談窓口の設置と，スポーツの専門弁護士の紹介制度等のサポート活動を行うことが必要であると思います。

これについては，スポーツ団体のほうからもいろいろ，ガイドラインを示してほしいとか，あるいはガバナンスについて講演をしてほしいというような要請もありますので，サポート体制を構築することが必要だろうというふうに考えております。

先ほど読売の井出さんからは，そんな対応策じゃなくて，もっとスポーツ団体の中に，トップに入って取り仕切ったらどうだというお話もありましたけれども，それができればいいかなとは思いますが，なかなかそこまでは，スポーツ団体は壁も厚そうですので，とりあえず，まず相談窓口を作るということが必要ではないかというふうに考えております。

今後スポーツ団体がグッドガバナンスを実現するために，弁護士としての経験と知識，ネットワークをもとに，スポーツ団体に対して，先ほど申し上げたようないろんなサポートをするということが必要であると，本日のこのシンポジウムで再確認したところでございます。

どうも雑駁なまとめになってしまいましたが，本当に本日は長時間ありがとうございました。

（拍手）

司会（白井） 以上をもちまして，当第2分科会のスポーツ基本法と弁護士の役割のプログラムは全て終了しました。長時間ご静聴いただきまことにありがとうございました。